

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第1編 総論</p> <p>はじめに</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総論</p> <p>はじめに</p> <p>(削除)</p>	
<p>第1章 (略)</p> <p>3. 計画の特色</p> <p>(2) 木更津市の実情・特色にあった計画</p> <p>本市は、千葉港の南に位置し、重要港湾木更津港を擁し、北西部には袖ヶ浦市以北の石油コンビナート地帯、ガス工場、火力発電所などが隣接し、西に東京湾を望み、古くから漁業に利用されている遠浅の海岸線及び陸上自衛隊木更津駐屯地（第1ヘリコプター団）、海上自衛隊航空補給処、航空自衛隊第一補給処が駐屯する基地が所在している。また、南西部の臨海地区には、隣接の君津市にまたがる敷地を持つ新日本製鐵(株)を中心とした製鉄関連企業が立地する京葉臨海南部地区石油コンビナート等があり、木更津港以北の海岸線では、古くから、遠浅の海岸を利用したアサリの養殖や春から夏にかけて潮干狩りや簀立て漁が体験できるほか、冬場の海苔の養殖が地場産業として行われている。</p> <p>更に、内陸の丘陵に展開するかずさアカデミアパークには、研究開発機能を有した施設が立地している。</p> <p>また、市の北西海岸部には東京湾アクアラインの着岸地があり、東京湾を挟んだ、神奈川や東京方面から房総半島への南の玄関口で、市の東部地域には自然豊かな山林が広がっており、市原市や君津市とも隣接している。</p> <p>このように本市は、臨海部、都市部、田園地帯、山間部等多様な地域特性を有していることから、これらに配慮し、計画を策定した。</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>3. 計画の特色</p> <p>(2) 木更津市の実情・特色にあった計画</p> <p>本市は、千葉港の南に位置し、重要港湾木更津港を擁し、北西部には袖ヶ浦市以北の石油コンビナート地帯、ガス工場、火力発電所などが隣接し、西に東京湾を望み、古くから漁業に利用されている遠浅の海岸線及び陸上自衛隊木更津駐屯地（第1ヘリコプター団）、海上自衛隊航空補給処、航空自衛隊木更津分屯基地が駐屯する基地が所在している。また、南西部の臨海地区には、隣接の君津市にまたがる敷地を持つ日本製鐵(株)を中心とした製鉄関連企業が立地する京葉臨海南部地区石油コンビナート等があり、木更津港以北の海岸線では、古くから、遠浅の海岸を利用したアサリの養殖や春から夏にかけて潮干狩りや簀立て漁が体験できるほか、冬場の海苔の養殖が地場産業として行われている。</p> <p>更に、内陸の丘陵に展開するかずさアカデミアパークには、研究開発機能を有した施設が立地している。</p> <p>また、市の北西海岸部には東京湾アクアラインの着岸地があり、東京湾を挟んだ、神奈川や東京方面から房総半島への玄関口で、大規模商業施設が立地しており、市の東部地域には自然豊かな山林が広がり、市原市や君津市とも隣接している。</p> <p>このように本市は、臨海部、都市部、田園地帯、山間部等多様な地域特性を有していることから、これらに配慮し、計画を策定した。</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(5) 避難・救援等の記述</p> <p>高齢者、障がい者等のいわゆる災害弱者の災害時要援護者をはじめとし、市民の避難・救援等についての措置および平素からの備えにおける記述を充実した。</p>	<p>(5) 避難・救援等の記述</p> <p>高齢者、障がい者等の要配慮者をはじめとし、市民の避難・救援等についての措置および平素からの備えにおける記述を充実した。</p>	
<p>4. 市地域防災計画等との関連</p> <p>(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連</p> <p>本市南西部の臨海地区には、京葉臨海南部地区石油コンビナートが立地しており、隣接する袖ヶ浦市以北にも京葉臨海地区石油コンビナートが立地していることから、当該コンビナートを対象とした武力攻撃災害や緊急対処事態における災害への対処が必要となる。</p> <p>これらの災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づく対処を行うものとする。</p>	<p>4. 市地域防災計画等との関連</p> <p>(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連</p> <p>本市南西部の臨海地区には、京葉臨海南部地区石油コンビナートが立地しており、隣接する袖ヶ浦市以北にも京葉臨海地区石油コンビナートが立地していることから、当該コンビナートを対象とした武力攻撃災害や緊急対処事態における災害への対処が必要となる。</p> <p>これらの災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づく対処を行うものとする。</p>	
<p>第2章 国民保護措置に関する基本的な方針</p> <p>(7) <u>高齢者・障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施【法第9条】</u></p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たって、<u>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者</u>の保護について留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) <u>地域特性への配慮</u></p> <p>本市は、<u>首都圏</u>から50km圏内にあり、<u>東京湾アクアライン</u>の着岸地で<u>アクアライン</u>連絡道や<u>東関東自動車道館山線</u>などの幹線道路の整備、JR内房線の乗り入れ、JR久留里線の始発駅であり、南房総への交通の要衝地である。</p> <p>一方、南部地区石油コンビナートや<u>上総アカデミアパーク</u>が立地しており、武力</p>	<p>第2章 国民保護措置に関する基本的な方針</p> <p>(7) <u>要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施【法第9条】</u></p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たって、<u>要配慮者</u>の保護について留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) <u>地域特性への配慮</u></p> <p>本市は、<u>都心</u>から50km圏内にあり、<u>東京湾アクアライン</u>の着岸地で<u>アクアライン</u>連絡道や<u>東関東自動車道館山線</u>、<u>首都圏中央連絡自動車道</u>などの幹線道路の整備、JR内房線の乗り入れ、JR久留里線の始発駅であり、南房総への交通の要衝地である。</p> <p>一方、南部地区石油コンビナートや<u>かずさアカデミアパーク</u>が立地してお</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄																																								
<p>攻撃災害及び緊急対処事態における災害においては、多大な人的被害や、生産・経済への二次被害が大きくなることも想定される。</p> <p>(略)</p>	<p>り、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害においては、多大な人的被害や生産・経済への二次被害が大きくなることも想定される。</p> <p>(略)</p>																																									
<p>第3章 関係機関の処置すべき事務又は業務の大綱等</p> <p>○ 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="152 611 889 1023"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京防衛施設局</td> <td>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局</td> <td>1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 千葉農政事務所</td> <td>1 災害救助用米穀類等の緊急引渡し関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空交通管制部</td> <td>1 航空機の安全確保に係る管制上の措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 木更津市の地理的、社会的特長</p> <p>1. 位置・地形</p> <p>本市は、千葉県のほぼ中央部の東経139度55分00秒、北緯35度22分32秒に位置し、首都圏から50km圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ヶ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は21.98km、南北距離は14.54km、面積は138.71km²で、東西に広く伸びている。</p> <p>市の西側、市街地のほぼ中央をJR東日本の内房線、東関東自動車道館山線、国道16号及び国道127号が走り、金田地区では区画整理事業による宅地造成工事</p>		事務又は業務の大綱		(略)	東京防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整		(略)	関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会		(略)	関東農政局 千葉農政事務所	1 災害救助用米穀類等の緊急引渡し関係		(略)	航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置		(略)	<p>第3章 関係機関の処置すべき事務又は業務の大綱等</p> <p>○ 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1025 611 1762 1023"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北関東防衛局</td> <td>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 千葉財務事務所</td> <td>1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 千葉地域センター</td> <td>1 武力攻撃事態対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空交通管制部</td> <td>1 航空機の安全確保に係る管制上の措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 木更津市の地理的、社会的特長</p> <p>1. 位置・地形</p> <p>本市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、都心から50km圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ヶ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は21.98km、南北距離は14.54km、面積は138.95km²で、東西に広く伸びている。</p> <p>市の西側、市街地のほぼ中央をJR東日本の内房線、東関東自動車道館山線、国道16号及び国道127号が走り、金田西地区では区画整理事業による宅地造成工事が進められている。</p>		事務又は業務の大綱		(略)	北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整		(略)	関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会		(略)	関東農政局 千葉地域センター	1 武力攻撃事態対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧		(略)	東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置		(略)	
	事務又は業務の大綱																																									
	(略)																																									
東京防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																																									
	(略)																																									
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会																																									
	(略)																																									
関東農政局 千葉農政事務所	1 災害救助用米穀類等の緊急引渡し関係																																									
	(略)																																									
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置																																									
	(略)																																									
	事務又は業務の大綱																																									
	(略)																																									
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																																									
	(略)																																									
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会																																									
	(略)																																									
関東農政局 千葉地域センター	1 武力攻撃事態対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧																																									
	(略)																																									
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置																																									
	(略)																																									

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄																																																																																																																																																																																										
<p>が進められている。</p> <p>更に、中心市街地から東側や南側に広がる住宅地では、区画整理事業による宅地造成工事が<u>ほぼ</u>完了し、戸建て住宅を中心とした建物の建設が<u>徐々に</u>進捗している。</p>	<p>更に、<u>金田東地区</u>や中心市街地から東側や南側に広がる住宅地では、区画整理事業による宅地造成工事が完了し、戸建て住宅を中心とした建物の建設が進捗している。</p>																																																																																																																																																																																											
<p>2. 気象</p> <p>本市における年間平均気温は、摂氏<u>15.3</u>度で、年間を通じて温暖湿潤である。雨量は、ほとんどが梅雨期と台風期における前線や低気圧等による場合に占められており、年間平均降水量は<u>1,229.5</u>mmである。</p> <p>【図2-1】 (略)</p>	<p>2. 気象</p> <p>本市における年間平均気温は、摂氏<u>16.6</u>度で、年間を通じて温暖湿潤である。雨量は、ほとんどが梅雨期と台風期における前線や低気圧等による場合に占められており、年間降水量は<u>1,324.5</u>mmである。</p> <p>【図2-1】 (略)</p>																																																																																																																																																																																											
<p>【図2-1】 本市における降水量・温度の状況（平成<u>17</u>年度）</p> <table border="1" data-bbox="114 799 943 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">月</th> <th>測定日数</th> <th>測定時間</th> <th>平均値</th> <th>時間最高値</th> <th>雨量(mm.)</th> </tr> <tr> <th>日</th> <th>時間</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="12">2005</td><td>4</td><td>30</td><td>720</td><td>14.1</td><td>25.2</td><td>117.0 (4)</td></tr> <tr><td>5</td><td>31</td><td>744</td><td>16.9</td><td>26.0</td><td>96.0 (5)</td></tr> <tr><td>6</td><td>30</td><td>720</td><td>21.8</td><td>33.4</td><td>176.5 (6)</td></tr> <tr><td>7</td><td>31</td><td>744</td><td>24.6</td><td>34.5</td><td>119.5 (7)</td></tr> <tr><td>8</td><td>31</td><td>744</td><td>27.0</td><td>33.9</td><td>134.5 (8)</td></tr> <tr><td>9</td><td>30</td><td>720</td><td>23.7</td><td>31.9</td><td>86.5 (9)</td></tr> <tr><td>10</td><td>31</td><td>744</td><td>18.3</td><td>28.0</td><td>179.0(10)</td></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td>720</td><td>11.5</td><td>22.1</td><td>34.5(11)</td></tr> <tr><td>12</td><td>31</td><td>744</td><td>5.6</td><td>13.8</td><td>6.5(12)</td></tr> <tr><td rowspan="3">2006</td><td>1</td><td>31</td><td>744</td><td>4.2</td><td>12.7</td><td>76.0 (1)</td></tr> <tr><td>2</td><td>28</td><td>720</td><td>5.9</td><td>18.2</td><td>133.5 (2)</td></tr> <tr><td>3</td><td>31</td><td>744</td><td>9.1</td><td>18.3</td><td>70.0 (3)</td></tr> <tr><td>通年</td><td></td><td>365</td><td>8808</td><td>15.3</td><td>34.5</td><td>1229.5 (3)</td></tr> </tbody> </table>	年	月	測定日数	測定時間	平均値	時間最高値	雨量(mm.)	日	時間	℃	℃	(月)	2005	4	30	720	14.1	25.2	117.0 (4)	5	31	744	16.9	26.0	96.0 (5)	6	30	720	21.8	33.4	176.5 (6)	7	31	744	24.6	34.5	119.5 (7)	8	31	744	27.0	33.9	134.5 (8)	9	30	720	23.7	31.9	86.5 (9)	10	31	744	18.3	28.0	179.0(10)	11	30	720	11.5	22.1	34.5(11)	12	31	744	5.6	13.8	6.5(12)	2006	1	31	744	4.2	12.7	76.0 (1)	2	28	720	5.9	18.2	133.5 (2)	3	31	744	9.1	18.3	70.0 (3)	通年		365	8808	15.3	34.5	1229.5 (3)	<p>【図2-1】 本市における降水量・温度の状況（平成<u>30</u>年度）</p> <table border="1" data-bbox="987 799 1832 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">月</th> <th>測定日数</th> <th>測定時間</th> <th>平均値</th> <th>時間最高値</th> <th>雨量(mm.)</th> </tr> <tr> <th>日</th> <th>時間</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="12">2018</td><td>4</td><td>30</td><td>720</td><td>16.5</td><td>25.9</td><td>65.5 (4)</td></tr> <tr><td>5</td><td>31</td><td>744</td><td>19.1</td><td>28.1</td><td>177.5 (5)</td></tr> <tr><td>6</td><td>30</td><td>720</td><td>21.8</td><td>32.2</td><td>198.5 (6)</td></tr> <tr><td>7</td><td>31</td><td>744</td><td>27.5</td><td>36.1</td><td>85.5 (7)</td></tr> <tr><td>8</td><td>31</td><td>744</td><td>27.4</td><td>36.3</td><td>52.5 (8)</td></tr> <tr><td>9</td><td>30</td><td>720</td><td>22.6</td><td>31.6</td><td>371.5 (9)</td></tr> <tr><td>10</td><td>31</td><td>744</td><td>18.7</td><td>30.3</td><td>63.0 (10)</td></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td>720</td><td>13.6</td><td>22.9</td><td>59.5 (11)</td></tr> <tr><td>12</td><td>31</td><td>744</td><td>8.4</td><td>23.0</td><td>58.0 (12)</td></tr> <tr><td rowspan="3">2019</td><td>1</td><td>31</td><td>744</td><td>5.7</td><td>14.9</td><td>18.5 (1)</td></tr> <tr><td>2</td><td>28</td><td>720</td><td>7.0</td><td>19.4</td><td>57.5 (2)</td></tr> <tr><td>3</td><td>31</td><td>744</td><td>10.3</td><td>21.9</td><td>117.0 (3)</td></tr> <tr><td>通年</td><td></td><td>365</td><td>8808</td><td>16.6</td><td>36.3</td><td>1,324.5</td></tr> </tbody> </table>	年	月	測定日数	測定時間	平均値	時間最高値	雨量(mm.)	日	時間	℃	℃	(月)	2018	4	30	720	16.5	25.9	65.5 (4)	5	31	744	19.1	28.1	177.5 (5)	6	30	720	21.8	32.2	198.5 (6)	7	31	744	27.5	36.1	85.5 (7)	8	31	744	27.4	36.3	52.5 (8)	9	30	720	22.6	31.6	371.5 (9)	10	31	744	18.7	30.3	63.0 (10)	11	30	720	13.6	22.9	59.5 (11)	12	31	744	8.4	23.0	58.0 (12)	2019	1	31	744	5.7	14.9	18.5 (1)	2	28	720	7.0	19.4	57.5 (2)	3	31	744	10.3	21.9	117.0 (3)	通年		365	8808	16.6	36.3	1,324.5	
年			月	測定日数	測定時間	平均値	時間最高値	雨量(mm.)																																																																																																																																																																																				
	日	時間		℃	℃	(月)																																																																																																																																																																																						
2005	4	30	720	14.1	25.2	117.0 (4)																																																																																																																																																																																						
	5	31	744	16.9	26.0	96.0 (5)																																																																																																																																																																																						
	6	30	720	21.8	33.4	176.5 (6)																																																																																																																																																																																						
	7	31	744	24.6	34.5	119.5 (7)																																																																																																																																																																																						
	8	31	744	27.0	33.9	134.5 (8)																																																																																																																																																																																						
	9	30	720	23.7	31.9	86.5 (9)																																																																																																																																																																																						
	10	31	744	18.3	28.0	179.0(10)																																																																																																																																																																																						
	11	30	720	11.5	22.1	34.5(11)																																																																																																																																																																																						
	12	31	744	5.6	13.8	6.5(12)																																																																																																																																																																																						
	2006	1	31	744	4.2	12.7	76.0 (1)																																																																																																																																																																																					
		2	28	720	5.9	18.2	133.5 (2)																																																																																																																																																																																					
		3	31	744	9.1	18.3	70.0 (3)																																																																																																																																																																																					
通年		365	8808	15.3	34.5	1229.5 (3)																																																																																																																																																																																						
年	月	測定日数	測定時間	平均値	時間最高値	雨量(mm.)																																																																																																																																																																																						
		日	時間	℃	℃	(月)																																																																																																																																																																																						
2018	4	30	720	16.5	25.9	65.5 (4)																																																																																																																																																																																						
	5	31	744	19.1	28.1	177.5 (5)																																																																																																																																																																																						
	6	30	720	21.8	32.2	198.5 (6)																																																																																																																																																																																						
	7	31	744	27.5	36.1	85.5 (7)																																																																																																																																																																																						
	8	31	744	27.4	36.3	52.5 (8)																																																																																																																																																																																						
	9	30	720	22.6	31.6	371.5 (9)																																																																																																																																																																																						
	10	31	744	18.7	30.3	63.0 (10)																																																																																																																																																																																						
	11	30	720	13.6	22.9	59.5 (11)																																																																																																																																																																																						
	12	31	744	8.4	23.0	58.0 (12)																																																																																																																																																																																						
	2019	1	31	744	5.7	14.9	18.5 (1)																																																																																																																																																																																					
		2	28	720	7.0	19.4	57.5 (2)																																																																																																																																																																																					
		3	31	744	10.3	21.9	117.0 (3)																																																																																																																																																																																					
通年		365	8808	16.6	36.3	1,324.5																																																																																																																																																																																						

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>3. 人口分布</p> <p>本市の人口は、平成18年 8月 1日現在124,125人、50,207世帯が在住し、人口密度は88.66人/km²である。</p> <p>J R木更津駅や巖根駅周辺の住宅地及びマンション等のほか、区画整理事業による宅地造成がほぼ完了した請西東地区・ほたる野地区・港南台地区・羽鳥野地区等で人口の増加がみられる。</p> <p>(略)</p> <p>すでに区画整理事業や宅地開発による街づくりが<u>できている</u>高柳地区（高柳1～4丁目）・請西・真舟地区（真舟1～5丁目・請西1～4丁目）・太田地区（太田1～4丁目・東太田1～4丁目）・清見台地区（清見台1～3丁目・清見台東1～3丁目・清見台南1～5丁目）・祇園地区（祇園1～4丁目）・畑沢地区（畑沢1～4丁目・畑沢南1～6丁目）・大久保地区（大久保1～6丁目）・八幡台地区（八幡台1～7丁目）に人口の集中が見られる。</p> <p>(略)</p> <p>また、年齢構成別分布をみると、<u>55～59歳</u>の構成（いわゆる団塊の世代）が最も総人口に占める割合が高くなっている。【図3-1・図3-2】</p>	<p>3. 人口分布</p> <p>本市の人口は、令和元年 6月 1日現在135,932人、62,059世帯が在住し、人口密度は<u>978.28人</u>/km²である。</p> <p>J R木更津駅や巖根駅周辺の住宅地及びマンション等のほか、区画整理事業による宅地造成が完了した請西東・<u>南</u>地区・ほたる野地区・港南台地区・羽鳥野地区等で人口の増加がみられる。</p> <p>(略)</p> <p>すでに区画整理事業や宅地開発による街づくりが<u>されている</u>高柳地区（高柳1～4丁目）・請西・真舟地区（真舟1～5丁目・請西1～4丁目）・太田地区（太田1～4丁目・東太田1～4丁目）・清見台地区（清見台1～3丁目・清見台東1～3丁目・清見台南1～5丁目）・祇園地区（祇園1～4丁目）・畑沢地区（畑沢1～4丁目・畑沢南1～6丁目）・大久保地区（大久保1～6丁目）・八幡台地区（八幡台1～7丁目）<u>等</u>に人口の集中が見られる。</p> <p>(略)</p> <p>また、年齢構成別分布をみると、<u>45～49歳</u>の構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。【図3-1・図3-2】</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧					新					備考欄
【図3-1】年齢構成別人口集計表（平成18年8月1日現在）					【図3-1】年齢構成別人口集計表（令和元年6月1日現在）					
年齢別人口構成 H18.8.1 現在					年齢別人口構成					
年齢	男	女	合計	割合	年齢	男	女	合計	割合	
0～4	2,732	2,631	5,363	4.32%	0～4	2,777	2,623	5,400	3.99%	
5～9	2,930	2,824	5,754	4.64%	5～9	3,107	2,946	6,053	4.47%	
10～14	2,974	2,891	5,865	4.73%	10～14	3,114	3,041	6,155	4.55%	
15～19	3,556	3,135	6,691	5.39%	15～19	3,262	3,108	6,470	4.78%	
20～24	3,556	3,230	6,786	5.47%	20～24	3,521	3,071	6,592	4.87%	
25～29	3,930	3,518	7,448	6.00%	25～29	3,489	3,083	6,572	4.85%	
30～34	5,189	4,532	9,721	7.83%	30～34	4,090	3,664	7,754	5.73%	
35～39	4,588	4,235	8,823	7.11%	35～39	4,473	4,034	8,507	6.28%	
40～44	3,748	3,306	7,054	5.68%	40～44	5,281	4,648	9,929	7.33%	
45～49	3,803	3,476	7,279	5.86%	45～49	5,932	5,296	11,228	8.29%	
50～54	4,360	4,070	8,430	6.79%	50～54	4,463	3,956	8,419	6.22%	
55～59	5,622	5,852	11,474	9.24%	55～59	3,866	3,588	7,454	5.51%	
60～64	4,729	4,710	9,439	7.60%	60～64	3,908	3,650	7,558	5.58%	
65～69	3,956	3,954	7,910	6.37%	65～69	4,660	4,826	9,486	7.01%	
70～74	3,013	3,179	6,192	4.99%	70～74	4,365	5,126	9,491	7.01%	
75～79	2,058	2,584	4,642	3.74%	75～79	4,002	4,302	8,304	6.13%	
80～84	1,038	1,731	2,769	2.23%	80～84	2,232	2,889	5,121	3.78%	
85～89	463	1,150	1,613	1.30%	85～89	1,173	1,935	3,108	2.30%	
90～94	189	504	693	0.56%	90～94	376	998	1,374	1.01%	
95～99	40	123	163	0.13%	95～99	60	292	352	0.26%	
100～	3	13	16	0.01%	100～	6	59	65	0.05%	
合計	62,477	61,648	124,125		合計	68,257	67,135	135,392		
(単位:人)					(単位:人)					

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
---	---	-----

【図3-2】本市の人口分布（町名目別・男女別）

町名別（男女別）人口集計表（平成18年8月1日現在）

町名	世帯数	男	女	計	町名	世帯数	男	女	計
新田1~3丁目	594	573	655	1,228	新田1~3丁目	624	1,135	1,174	2,312
富士見1~3丁目	295	295	316	611	富士見1~3丁目	84	110	153	213
中央1~3丁目	700	826	804	1,730	中央1~3丁目	185	220	247	465
新橋	280	280	249	529	新橋	454	465	469	924
新妻	541	617	320	937	新妻	77	125	135	260
新妻1~2丁目	416	483	307	790	新妻	230	255	254	519
朝日1~3丁目	616	642	614	1,256	朝日1~3丁目	240	355	357	712
本郷	41	40	53	93	本郷	1,042	1,109	1,053	2,162
本郷第1~3丁目	635	670	639	1,309	本郷第1~3丁目	870	1,107	959	2,066
新中央1~3丁目	426	449	423	872	新中央1~3丁目	995	1,023	925	1,948
大和1~3丁目	463	491	524	1,016	大和1~3丁目	1,325	1,359	1,623	3,122
安房1~3丁目	745	803	804	1,747	安房1~3丁目	214	311	341	656
真淵1~4丁目	1,024	1,105	1,140	2,245	真淵	595	732	700	1,432
湖見1~9丁目	94	107	57	164	湖見	485	552	517	1,069
津島1~3丁目	406	436	453	889	津島	432	577	601	1,179
坂町1~2丁目	203	236	213	452	坂町	1,054	1,088	1,231	2,349
坂井	730	816	848	1,664	坂井	183	234	218	455
坂井新町1~5丁目	660	805	708	1,513	坂井新町1~5丁目	481	555	542	1,097
藤原	502	780	777	1,557	藤原	212	243	253	501
藤原1~4丁目	1,269	1,524	1,485	2,999	藤原	1,094	1,275	1,190	2,565
真舟1~5丁目	1,636	1,842	2,011	3,653	真舟	59	100	100	200
真舟第1~4丁目	1,304	1,474	1,413	2,991	真舟第1~4丁目	0	0	0	0
本島	0	0	0	0	本島	742	1,134	1,162	2,277
本島1~4丁目	644	644	647	1,341	本島	351	362	412	765
中島	0	0	0	0	中島	187	269	270	539
中島1~2丁目	18	20	2	22	中島	206	200	308	508
木村港	7	7	0	7	木村港	145	223	244	467
磯地	0	0	0	0	磯地	1	1	0	1
磯西第1~6丁目	1,106	1,313	1,776	3,594	磯西	54	85	81	166
磯西	232	308	293	601	磯西	71	118	112	231
磯沢1~4丁目	1,234	1,530	1,579	3,159	磯沢	109	189	181	330
磯沢南1~6丁目	2,121	2,623	2,629	5,289	磯沢南	110	177	160	337
磯沢南1~5丁目	616	1,209	1,193	2,372	磯沢南	136	235	227	462
小浜	151	180	218	414	小浜	283	281	307	591
木久保	127	133	133	271	木久保	89	90	111	201
木久保1~4丁目	1,764	2,121	2,182	4,393	木久保	463	70	73	140
上島田	101	157	184	321	上島田	313	468	469	952
八幡第1~7丁目	2,073	2,742	2,859	5,600	八幡	105	151	132	283
中島田	11	13	13	29	中島田	375	514	454	969
下島田	38	116	121	237	下島田	96	147	165	312
羽鳥第1~7丁目	403	549	549	1,098	羽鳥	30	53	44	99
北子安磯地	0	0	0	0	北子安磯地	390	553	557	1,110
高須賀	1,306	1,361	1,409	2,790	高須賀	59	72	77	149
高須賀	136	170	190	355	高須賀	7	10	10	26
高須賀1~2丁目	243	291	402	735	高須賀	385	1,269	1,260	2,564
高須賀第1~3丁目	967	1,152	1,198	2,341	高須賀	64	101	103	209
高須賀第1~5丁目	1,626	2,312	2,120	4,433	高須賀	30	46	42	96
新郷	284	318	330	643	新郷	476	663	572	1,179
新郷1~4丁目	1,878	2,017	2,050	4,067	新郷	35	51	53	108
菅生	151	204	214	419	菅生	84	87	82	189
合計	50,207	62,477	61,846	124,125	合計	22	42	35	77

【図3-2】本市の人口分布（町名目別・男女別）

町名別（男女別）人口集計表（令和元年6月1日現在）

町名	世帯数	男	女	計	町名	世帯数	男	女	計
新田1~3丁目	598	558	561	1,119	清川1~2丁目	1,079	1,130	1,226	2,356
富士見1~3丁目	292	270	268	538	橋	68	85	84	169
中央1~3丁目	921	831	899	1,730	笹子	160	187	189	376
新橋	242	237	197	434	日の出町	380	307	372	679
新妻	610	693	388	1,081	大成	82	108	103	211
新妻1~2丁目	402	406	430	836	中尾	105	91	91	182
朝日1~3丁目	1,038	987	852	1,839	伊豆島	85	109	117	228
木更津	97	135	122	257	はたる野1~4丁目	1,437	1,979	2,010	3,969
木更津1~3丁目	686	628	620	1,248	岩根1~4丁目	893	855	830	1,685
東中央1~3丁目	559	534	553	1,087	高砂1~3丁目	945	966	871	1,837
大和1~3丁目	478	465	499	964	本郷1~3丁目	798	956	890	1,846
文京1~6丁目	932	918	941	1,859	高柳1~4丁目	1,312	1,321	1,432	2,753
真淵1~4丁目	1,246	1,389	1,245	2,634	若葉町	229	259	280	539
湖見1~9丁目	131	132	64	196	高柳	774	915	835	1,750
津島1~3丁目	446	437	445	882	万石	533	551	532	1,083
坂町1~2丁目	244	256	225	481	久津間	553	608	622	1,230
坂井	683	693	729	1,422	江川	1,203	1,333	1,221	2,554
坂井新町1~5丁目	987	949	857	1,806	中里	213	241	245	496
磯西	623	697	690	1,387	中里1~2丁目	494	498	466	964
磯西1~4丁目	1,447	1,511	1,455	2,966	西岩根	215	220	217	437
真舟1~5丁目	2,002	2,084	2,155	4,239	矢部	968	1,089	1,025	2,114
東太田1~4丁目	1,399	1,469	1,415	2,884	草葎	61	79	71	150
太田	0	0	0	0	かずさ緑地2丁目	8	7	1	8
太田1~4丁目	1,076	1,078	1,112	2,190	中島	647	723	744	1,467
中の島	0	0	0	0	瓜倉	281	320	361	681
潮浜1~2丁目	127	128	1	129	戸戸	188	221	217	438
木村港	4	4	-	4	牛込	221	235	246	481
磯地	0	0	0	0	中野	148	223	244	467
磯西第1~8丁目	1,934	2,661	2,631	5,292	北浜町	1	1	0	1
磯西南1~5丁目	1,888	2,450	2,369	4,819	金田東1~5丁目	1,332	1,412	1,280	2,692
千葉台1~2丁目	65	91	98	189	上壁陀	54	85	81	166
畑沢	203	211	226	437	下壁陀	71	116	115	231
畑沢1~4丁目	1,671	1,819	1,579	3,398	有吉	109	169	161	330
畑沢南1~6丁目	2,461	2,930	2,855	5,785	大寺	110	177	160	337
港南台1~5丁目	1,461	1,951	1,875	3,826	十日市場	136	235	227	462
小浜	136	161	157	318	井尻	280	281	307	588
大久保	153	141	162	303	菅根	69	90	111	201
大久保1~6丁目	1,907	1,934	1,994	3,928	牛袋野	40	70	73	143
町名	世帯数	男	女	計	牛袋	318	486	466	952
上島田	111	145	121	266	牛袋	318	486	466	952
八幡台1~7丁目	2,228	2,376	2,527	4,903	大福	101	114	110	224
中島田	8	9	11	20	真里	381	407	431	838
下島田	112	113	137	250	下内橋	106	115	139	254
羽鳥第1~7丁目	1,666	2,410	2,348	4,758	戸国	36	38	44	82
北子安磯地	0	0	0	0	茅野	379	400	422	822
長須賀	1,652	1,667	1,641	3,308	茅野七曲	70	61	66	127
永井作	169	171	154	325	山本七曲	7	9	5	14
永井作1~2丁目	372	377	382	759	真里谷	974	1,106	1,066	2,172
清見台1~3丁目	1,221	1,321	1,385	2,706	田川	63	78	83	161
清見台東1~3丁目	1,819	1,921	2,042	3,963	佐野	33	40	37	77
清見台南1~5丁目	1,787	2,004	1,988	3,992	下郷	473	488	439	927
紙間	329	349	341	690	根岸	37	38	46	84
紙間1~4丁目	1,840	2,011	2,066	4,077	上根岸	54	71	54	125
菅生	165	179	192	371	下宮田	20	29	21	50
合計	60,058	68,257	67,135	135,392	合計				

4. 道路の位置等

国道16号が中心市街地東側を南北に縦断して延び、東京湾アクアライン連絡

4. 道路の位置等

国道16号が中心市街地東側を南北に縦断して延び、東京湾アクアライン連絡

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>道下で交差し、袖ヶ浦市と繋がっている。(略)</p> <p>北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経由して東京・羽田・川崎・横浜と繋がっているほか、東京湾アクアライン連絡道から首都圏中央連絡自動車道が計画されており、<u>富来田地区までの工事が進捗し、本市は広域交通の要衝となっている。【図4】</u></p>	<p>道下で交差し、袖ヶ浦市と繋がっている。(略)</p> <p>北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経由して東京・羽田・川崎・横浜と繋がっているほか、東京湾アクアライン連絡道から首都圏中央連絡自動車道が<u>茂原市へ延び、更に成田方面へと整備が進捗するなど、本市は広域交通の要衝となっている。【図4】</u></p>	
<p>5. 鉄道、港湾の位置等</p> <p>(略)</p> <p>袖ヶ浦</p>	<p>5. 鉄道、港湾の位置等</p> <p>(略)</p> <p>袖ヶ浦</p>	
<p>6. 自衛隊施設</p> <p>(略)</p> <p>(航空自衛隊) 木更津基地：第1補給処</p>	<p>6. 自衛隊施設</p> <p>(略)</p> <p>(航空自衛隊) 木更津分屯基地</p>	
<p>7. その他</p> <p>(1) 石油コンビナート等</p> <p>(略)</p> <p>京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積12.51km²、総事業所数66社、そのうち4つの特定事業所で形成されており、鉄鋼業主体の工業地区である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石油：106 千キロリットル (0.5%^{*1})</p> <p>高圧ガス：19 百万Nm³*² (0.8%^{*1})</p> <p>特定事業所^{*3}数：4 箇所 (内石油と高圧ガスの両方を扱う事業所数：3箇所)</p> <p>その他事業所数：62 箇所 (石油を扱う事業所数：62箇所)</p> <p>※(所蔵・取扱・処理量：平成15年4月1日現在、事業所数：平成15年5月現在)</p> </div>	<p>7. その他</p> <p>(1) 石油コンビナート等</p> <p>(略)</p> <p>京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積11.98km²、総事業所数73社、そのうち3つの特定事業所で形成されており、鉄鋼業主体の工業地区である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石油：61 千キロリットル (0.3%^{*1})</p> <p>高圧ガス：23 百万Nm³*² (1.01%^{*1})</p> <p>特定事業所^{*3}数：3 箇所 (内石油と高圧ガスの両方を扱う事業所数：3箇所)</p> <p>その他事業所数：71 箇所 (石油を扱う事業所数：22箇所)</p> <p>※平成31年4月1日現在</p> </div>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄																																																																																																																																																												
<p>(2) 本市における人口流動</p> <p>【表1】本市における通勤・通学流動（平成12年国政調査）</p> <p>(流出人口)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数(人)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>68,827</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>木更津市内</td> <td>41,562</td> <td>60.39%</td> </tr> <tr> <td>総数(市外)</td> <td>27,265</td> <td>39.61%</td> </tr> <tr> <td> 千葉市</td> <td>3,915</td> <td>5.69%</td> </tr> <tr> <td> 市原市</td> <td>4,438</td> <td>6.45%</td> </tr> <tr> <td> 袖ヶ浦市</td> <td>4,017</td> <td>5.84%</td> </tr> <tr> <td> 君津市</td> <td>7,757</td> <td>11.27%</td> </tr> <tr> <td> 富津市</td> <td>1,888</td> <td>2.74%</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>1,761</td> <td>2.56%</td> </tr> <tr> <td> 東京都</td> <td>2,765</td> <td>4.02%</td> </tr> <tr> <td> 神奈川</td> <td>581</td> <td>0.84%</td> </tr> <tr> <td> その他の県</td> <td>143</td> <td>0.21%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(流入人口)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数(人)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>24,313</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>23,557</td> <td>96.89%</td> </tr> <tr> <td> 千葉市</td> <td>1,762</td> <td>7.25%</td> </tr> <tr> <td> 市原市</td> <td>3,103</td> <td>12.76%</td> </tr> <tr> <td> 袖ヶ浦市</td> <td>4,356</td> <td>17.92%</td> </tr> <tr> <td> 君津市</td> <td>7,973</td> <td>32.79%</td> </tr> <tr> <td> 富津市</td> <td>3,788</td> <td>15.58%</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2,575</td> <td>10.59%</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>756</td> <td>3.11%</td> </tr> <tr> <td> 東京都</td> <td>306</td> <td>1.26%</td> </tr> <tr> <td> 神奈川</td> <td>201</td> <td>0.83%</td> </tr> <tr> <td> その他の県</td> <td>249</td> <td>1.02%</td> </tr> </tbody> </table>		人数(人)	割合(%)	総数	68,827	100.00%	木更津市内	41,562	60.39%	総数(市外)	27,265	39.61%	千葉市	3,915	5.69%	市原市	4,438	6.45%	袖ヶ浦市	4,017	5.84%	君津市	7,757	11.27%	富津市	1,888	2.74%	その他の市町村	1,761	2.56%	東京都	2,765	4.02%	神奈川	581	0.84%	その他の県	143	0.21%		人数(人)	割合(%)	総数	24,313	100.00%	県内	23,557	96.89%	千葉市	1,762	7.25%	市原市	3,103	12.76%	袖ヶ浦市	4,356	17.92%	君津市	7,973	32.79%	富津市	3,788	15.58%	その他の市町村	2,575	10.59%	県外	756	3.11%	東京都	306	1.26%	神奈川	201	0.83%	その他の県	249	1.02%	<p>(2) 本市における人口流動</p> <p>【表1】本市における通勤・通学流動（平成27年国勢調査）</p> <p>(流出人口)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数(人)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>77,726</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>木更津市内</td> <td>48,464</td> <td>62.35%</td> </tr> <tr> <td>総数(市外)</td> <td>29,262</td> <td>37.65%</td> </tr> <tr> <td> 千葉市</td> <td>3,322</td> <td>4.27%</td> </tr> <tr> <td> 市原市</td> <td>4,152</td> <td>5.34%</td> </tr> <tr> <td> 袖ヶ浦市</td> <td>4,839</td> <td>6.23%</td> </tr> <tr> <td> 君津市</td> <td>7,728</td> <td>9.94%</td> </tr> <tr> <td> 富津市</td> <td>2,252</td> <td>2.90%</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>1,741</td> <td>2.24%</td> </tr> <tr> <td> 東京都</td> <td>3,722</td> <td>4.79%</td> </tr> <tr> <td> 神奈川</td> <td>910</td> <td>1.17%</td> </tr> <tr> <td> その他の県</td> <td>375</td> <td>0.48%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(流入人口)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数(人)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>25,668</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>24,459</td> <td>95.29%</td> </tr> <tr> <td> 千葉市</td> <td>1,931</td> <td>7.52%</td> </tr> <tr> <td> 市原市</td> <td>3,224</td> <td>12.56%</td> </tr> <tr> <td> 袖ヶ浦市</td> <td>4,755</td> <td>18.53%</td> </tr> <tr> <td> 君津市</td> <td>8,073</td> <td>31.45%</td> </tr> <tr> <td> 富津市</td> <td>3,648</td> <td>14.21%</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2,828</td> <td>11.02%</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>1,209</td> <td>4.71%</td> </tr> <tr> <td> 東京都</td> <td>372</td> <td>1.45%</td> </tr> <tr> <td> 神奈川</td> <td>397</td> <td>1.55%</td> </tr> <tr> <td> その他の県</td> <td>252</td> <td>0.98%</td> </tr> </tbody> </table>		人数(人)	割合(%)	総数	77,726	100.00%	木更津市内	48,464	62.35%	総数(市外)	29,262	37.65%	千葉市	3,322	4.27%	市原市	4,152	5.34%	袖ヶ浦市	4,839	6.23%	君津市	7,728	9.94%	富津市	2,252	2.90%	その他の市町村	1,741	2.24%	東京都	3,722	4.79%	神奈川	910	1.17%	その他の県	375	0.48%		人数(人)	割合(%)	総数	25,668	100.00%	県内	24,459	95.29%	千葉市	1,931	7.52%	市原市	3,224	12.56%	袖ヶ浦市	4,755	18.53%	君津市	8,073	31.45%	富津市	3,648	14.21%	その他の市町村	2,828	11.02%	県外	1,209	4.71%	東京都	372	1.45%	神奈川	397	1.55%	その他の県	252	0.98%	
	人数(人)	割合(%)																																																																																																																																																												
総数	68,827	100.00%																																																																																																																																																												
木更津市内	41,562	60.39%																																																																																																																																																												
総数(市外)	27,265	39.61%																																																																																																																																																												
千葉市	3,915	5.69%																																																																																																																																																												
市原市	4,438	6.45%																																																																																																																																																												
袖ヶ浦市	4,017	5.84%																																																																																																																																																												
君津市	7,757	11.27%																																																																																																																																																												
富津市	1,888	2.74%																																																																																																																																																												
その他の市町村	1,761	2.56%																																																																																																																																																												
東京都	2,765	4.02%																																																																																																																																																												
神奈川	581	0.84%																																																																																																																																																												
その他の県	143	0.21%																																																																																																																																																												
	人数(人)	割合(%)																																																																																																																																																												
総数	24,313	100.00%																																																																																																																																																												
県内	23,557	96.89%																																																																																																																																																												
千葉市	1,762	7.25%																																																																																																																																																												
市原市	3,103	12.76%																																																																																																																																																												
袖ヶ浦市	4,356	17.92%																																																																																																																																																												
君津市	7,973	32.79%																																																																																																																																																												
富津市	3,788	15.58%																																																																																																																																																												
その他の市町村	2,575	10.59%																																																																																																																																																												
県外	756	3.11%																																																																																																																																																												
東京都	306	1.26%																																																																																																																																																												
神奈川	201	0.83%																																																																																																																																																												
その他の県	249	1.02%																																																																																																																																																												
	人数(人)	割合(%)																																																																																																																																																												
総数	77,726	100.00%																																																																																																																																																												
木更津市内	48,464	62.35%																																																																																																																																																												
総数(市外)	29,262	37.65%																																																																																																																																																												
千葉市	3,322	4.27%																																																																																																																																																												
市原市	4,152	5.34%																																																																																																																																																												
袖ヶ浦市	4,839	6.23%																																																																																																																																																												
君津市	7,728	9.94%																																																																																																																																																												
富津市	2,252	2.90%																																																																																																																																																												
その他の市町村	1,741	2.24%																																																																																																																																																												
東京都	3,722	4.79%																																																																																																																																																												
神奈川	910	1.17%																																																																																																																																																												
その他の県	375	0.48%																																																																																																																																																												
	人数(人)	割合(%)																																																																																																																																																												
総数	25,668	100.00%																																																																																																																																																												
県内	24,459	95.29%																																																																																																																																																												
千葉市	1,931	7.52%																																																																																																																																																												
市原市	3,224	12.56%																																																																																																																																																												
袖ヶ浦市	4,755	18.53%																																																																																																																																																												
君津市	8,073	31.45%																																																																																																																																																												
富津市	3,648	14.21%																																																																																																																																																												
その他の市町村	2,828	11.02%																																																																																																																																																												
県外	1,209	4.71%																																																																																																																																																												
東京都	372	1.45%																																																																																																																																																												
神奈川	397	1.55%																																																																																																																																																												
その他の県	252	0.98%																																																																																																																																																												

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧					新					備考欄
8. 本市での留意事項 (略) 袖ヶ浦 (略)					8. 本市での留意事項 (略) 袖ヶ浦 (略)					
○本市に関する関係機関の連絡先 【関係指定行政機関及び関係指定行政機関等（自衛隊等含む）】					○本市に関する関係機関の連絡先 【関係指定行政機関及び関係指定行政機関等（自衛隊等含む）】					
名 称	担当部署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 の 連 絡 方 法	名 称	担当部署	所 在 地	電 話	そ の 他 の 連 絡 方 法	
関東財務局 千葉財務事務所	総務課	千葉市中央区 椿森5-6-1	Tel : 043-251-7211		関東財務局 千葉財務事務所	総務課	千葉市中央区 椿森5-6-1	Tel : 043-251-7211		
関東農政局 千葉農政事務所	地域第一課	木更津市 請西1-9-9	Tel : 36-5211 Fax : 36-5213		関東農政局 千葉地域センター	農政推進グループ 食品産業チーム	千葉市稲毛区 轟町5-1-4	Tel : 0438-36-5211		
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所千葉出張所	総務課	千葉市稲毛区 天台5-27-1	Tel : 043-287-0311 Fax:043-287-7895	県防災ネット 通話 : 652-721 Fax : 652-722	関東運輸局千葉運輸支局	総務企画部門	千葉市美浜区 新港198	Tel : 043-242-7336		
千葉国道事務所木更津出張所		木更津市潮見 3-17	Tel : 22-4543 Fax : 22-6491		関東地方整備局 千葉国道事務所	管理第二課	千葉市稲毛区 天台5-27-1	Tel : 043-287-0311	県防災ネット 通話 : 652-721 Fax : 652-722	
木更津海上保安署		木更津市新港8-2	Tel : 30-0118 Fax : 30-0120		木更津海上保安署		木更津市新港 8-2	Tel : 0438-30-0118		
東京管区气象台 銚子地方气象台	技術課	銚子市川口町2丁目6431番地 銚子港湾合同庁舎 3F	Tel : 0479-22-0074 Fax:0479-22-7705	県防災ネット 通話 : 178-721	銚子地方气象台	防災管理グループ	銚子市川口町 2-6431	Tel : 0479-23-7705	県防災ネット 通話 : 178-721 Fax : 178-722	
館山観測所		館山市市須賀 76-1	Tel:0470-22-4388		木更津郵便局	総務課	木更津市中央 2-6-15	Tel : 0438-22-3288		
木更津郵便局	総務課	木更津市 中央2-6-15	Tel : 22-3288		自衛隊					
陸上自衛隊高射学校（下志津）	高射教導隊 企画室	千葉市若葉区 若松町902	Tel : 043-422-0221	県防災ネット 通話 : 631-721	陸上自衛隊高射学校（下志津）	高射教導隊 企画室	千葉市若葉区 若松町902	Tel : 043-422-0221	県防災ネット 通話 : 631-721	
陸上自衛隊第一ヘリコプター団（木更津）	第3科	木更津市吾妻地先	Tel : 23-3411 内線203・215	県防災ネット 通話 : 633-721	陸上自衛隊第一ヘリコプター団（木更津）	第3科	木更津市吾妻地先	Tel : 23-3411 内線203・215	県防災ネット 通話 : 633-721	
航空自衛隊第1補給処	企画課	木更津市岩根 1-4-1	Tel : 41-1111 内線 207	県防災ネット 通話 : 638-721	航空自衛隊 木更津分屯基地	企画課	木更津市岩根 1-4-1	Tel : 41-1111 内線 207	県防災ネット 通話 : 638-721	
海上自衛隊木更津航空補給処	計画部 企画課	木更津市江川無番地	Tel : 23-2361 内線 447		海上自衛隊 航空補給処	計画部 企画課	木更津市江川 無番地	Tel : 23-2361 内線 447		

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧					新					備考欄
【関係県機関（県警察含む）】					【関係県機関】					
名称	担当部署	所在地	電話 F A X		名称	担当部署	所在地	電話 F A X	その他の 連絡方法	
県総務部 消防地震防災課	国民保護 計画室	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-2168 Fax : 043-222-5219		防災危機管理部	危機管理課 災害対策室	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-2191 Fax : 043-222-1127	県防災ネット 通話 : 500-7313 Fax : 500-7110	
	情報通信 管理室		Tel : 043-223-2178 Fax : 043-222-5219	危機管理課 危機管理室		Tel : 043-223-2168 Fax : 043-222-1127		県防災ネット 通話 : 500-7403		
県土整備部	河川計画課 河川海岸 管理室	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-3147 043-223-3132 Fax : 043-221-1950		県土整備部	河川環境課 防災対策室	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-3156 Fax : 043-221-1950	県防災ネット 通話 : 500-7345 Fax : 500-7412	
健康福祉部	健康福祉 指導課	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-2313 Fax : 043-222-6294		健康福祉部	健康福祉 政策課	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-2674 Fax : 043-222-9023	県防災ネット 通話 : 500-7241 Fax : 500-7259	
県災害対策本部 南房総支部	総務課	木更津市貝渚3-13-34	Tel : 23-1111 Fax : 23-7495		君津健康福祉センター	総務企画課	木更津市新田 3-4-34	Tel : 22-3743 Fax : 25-4587	県防災ネット 通話 : 533-721 Fax : 533-722	
君津健康福祉センター	総務課	木更津市新田3-4-34	Tel : 22-3743 Fax : 25-4587		君津地域整備センター	総務課	木更津市貝渚3-13-34	Tel : 25-5131 Fax : 25-0683	県防災ネット 通話 : 510-731 Fax : 510-732	
君津地域整備センター	総務課	木更津市貝渚3-13-34	Tel : 25-5131 Fax : 25-0683		君津地域振興事務所	総務課	木更津市貝渚 3-13-34	Tel : 25-5131 Fax : 25-0683		
君津地域整備センター 木更津港湾事務所		木更津市貝渚3-13-34	Tel : 25-5141 Fax : 25-6325		木更津港湾事務所		木更津市貝渚 3-13-34	Tel : 25-5141 Fax : 25-6325		
木更津警察署	警備課	木更津市潮見2-1-2	Tel : 22-0110 Fax : 23-7328		木更津警察署	警備課	木更津市潮見 2-1-2	Tel : 22-0110 Fax : 23-7328		
南房総 県民センター	県政情報課	木更津市貝渚3-13-34	Tel : 23-1111 Fax : 23-7495							
【関係市（町村）機関】					【関係市機関】					
名称	担当部署	所在地	電話 F A X	その他の 連絡方法	名称	担当部署	所在地	電話 F A X	その他の 連絡方法	
袖ヶ浦市	総務部 管財防災課	袖ヶ浦市 坂戸市場 1-1	Tel : 62-2111 Fax : 62-5916	県防災ネット 通話 : 229-721 Fax : 229-722	市原市	総務部 危機管理課	市原市 国分寺台中央 1-1-1	Tel : 0436-23-9823 Fax : 0436-23-9556	県防災ネット 通話 : 219-721 Fax : 219-722	
君津市	総務部総務課 防災担当	君津市 久保 2-13-1	Tel : 0439-56-1581 Fax : 0439-56-1404	県防災ネット 通話 : 225-721 Fax : 225-722	君津市	総務部 危機管理課	君津市 久保 2-13-1	Tel : 0439-56-1290 Fax : 0439-56-1404	県防災ネット 通話 : 225-721 Fax : 225-722	
富津市	総務部総務課 防災担当	富津市 下飯野2443	Tel : 0439-80-1222 Fax : 0439-80-1350	県防災ネット 通話 : 226-721 Fax : 226-722	富津市	総務部 防災安全課	富津市 下飯野2443	Tel : 0439-80-1266 Fax : 0439-80-1350	県防災ネット 通話 : 226-721 Fax : 226-722	
市原市	総務部防災課	市原市 国分寺台中央1-1-1	Tel : 0436-22-1111 Fax : 0436-21-1720	県防災ネット 通話 : 219-721 Fax : 219-722	袖ヶ浦市	総務部 危機管理課	袖ヶ浦市 坂戸市場 1-1	Tel : 0438-62-2119 Fax : 0438-62-5916	県防災ネット 通話 : 229-721 Fax : 229-722	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧					新					備考欄
【その他の機関】					【その他の機関】					
名称	担当部署	所在地	電話 F A X	その他の連絡方法	名称	担当部署	所在地	電話 F A X	その他の連絡方法	
東日本電信電話㈱千葉支店	災害対策室	千葉市美浜区中瀬1-6 (NTT幕張ビル8階)	Tel : 043-211-8652		東日本電信電話㈱千葉支店	災害対策室	千葉市美浜区中瀬1-6 (NTT幕張ビル8階)	Tel : 043-211-8652		
東京電力㈱千葉支店 〃 木更津支社	総務グループ 総務 〃	千葉市中央区富士見 木更津市貝淵	Tel : 043-391-4118		東京電力パワーグリッド ㈱木更津支社		木更津市貝淵3-13-40	Tel : 25-3551		
㈱NTTドコモ千葉支店	企画総務部	千葉市中央区新町1000 ビルディング16F	Tel : 043-301-0335		㈱NTTドコモ	サービス運営部 災害対策室	東京都千代田区 永田町2-11-1 山王ビル3F	Tel : 03-5156-1729 Fax : 03-5511-0314		
㈱NTTコミュニケーションズ	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部	千代田区内幸町1-1-6	Tel : 03-5202-9909 Fax : 03-5501-3014		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	カスタマーサービス部 危機管理室	東京都千代田区 大手町2-3-5 大手町ビル本館6階	Tel : 0570-03-9909 Fax : 0570-03-9910		
KDDI(株)	運用管理部 統轄グループ	新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	Tel : 03-3347-5299 Fax : 03-3347-6243		KDDI(株)	運用本部 サービスコントロールセンター サービス運用グループ	新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	Tel : 03-3347-5538 Fax : 03-3347-7679		
日本赤十字社 千葉県支部	総務課	千葉市中央区 千葉港4-1	Tel : 043-241-7531		日本赤十字社 千葉県支部	総務課	千葉市中央区 千葉港5-7	Tel : 043-241-7531		
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	千葉市中央区 中央4-14-14	Tel : 043-227-7311		日本放送協会	報道局災害・ 気象センター	東京都渋谷区 神南2-2-1	Tel : 03-3465-1906		
東日本高速道路(株)	関東支社	千代田区 霞ヶ関3-3-2	Tel : 03-3506-0314 Fax : 03-3506-6732		東日本高速道路(株)	管理事業本部 防災・危機管理チーム	東京都千代田区 霞ヶ関3-3-2	Tel : 03-3506-0320 Fax : 03-3506-0343		
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	庶務グループ 総務部(安全)	千葉市中央区 新千 葉1-3-24	Tel : 043-222-1001 Fax : 043-225-9136		東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	総務部 危機管理室	東京都渋谷区 代々木2-2-2	Tel : 03-5334-1311 Fax : 03-5334-1358		
		木更津市 富士見1-1-1	Tel : 22-3133 Fax : 22-4097				木更津市 富士見1-1-1	Tel : 22-3133 Fax : 22-4097		
		木更津市 巖根3-5-1	Tel : 41-2287				木更津市 岩根3-5-1	Tel : 41-2287		
馬来田市 富来田地区委託 (事務室)	木更津市 真里谷107	Tel : 53-2282		馬来田市 富来田地区委託 (事務室)	木更津市 真里谷107	Tel : 53-2282				
東京ガス(株)千葉支店	総務広報部	千葉市美浜区 幸町 1-6-8	Tel : 043-246-7705 Fax : 043-248-1058		東京ガス(株)千葉支店	総務広報部	千葉市美浜区 幸町1-6-8	Tel : 043-246-7705 Fax : 043-248-1058		
日本通運(株)千葉支店	総務課	千葉市中央区 今井 1-14-22	Tel : 043-226-7600		日本通運(株)千葉支店	総務課	千葉市中央区 今井1-14-22	Tel : 043-226-7600		
社団法人千葉県医師会	総務部	千葉市中央区 千葉港7-1	Tel : 043-242-4271 Fax : 043-246-3142		社団法人千葉県医師会	総務部	千葉市中央区 千葉港7-1	Tel : 043-242-4271 Fax : 043-246-3142		
社団法人千葉県 歯科医師会	事務局	千葉市美浜区 新港 32-17	Tel : 043-241-6471 Fax : 043-248-2977		社団法人千葉県 歯科医師会	事務局	千葉市美浜区 新港32-17	Tel : 043-241-6471 Fax : 043-248-2977		
社団法人千葉県 薬剤師会	事務局	千葉市中央区 千葉港7-1	Tel : 043-242-3801		社団法人千葉県 薬剤師会	事務局	千葉市中央区 千葉港7-1	Tel : 043-242-3801		
千葉テレビ放送(株)	報道製作局	千葉市中央区 都町1-1-25	Tel : 043-233-6681 Fax : 043-231-4999		千葉テレビ放送(株)	報道製作局	千葉市中央区 都町1-1-25	Tel : 043-233-6681 Fax : 043-231-4999		
㈱ニッポン放送	編成局報道部	千代田区 有楽町1-9-3	Tel : 03-3287-7622 Fax : 03-3287-7696		㈱ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区 有楽町1-9-3	Tel : 03-3287-7622 Fax : 03-3287-7696		
㈱TBSラジオ	経営企画室	港区 赤坂5-3-6	Tel : 03-5571-2709 Fax : 03-5571-2975		㈱TBSラジオ	総務局	東京都港区 赤坂5-3-6	Tel : 03-5571-2752 Fax : 03-5571-2975		
㈱文化放送	編成局 報道製作部	新宿区 若葉1-5	Tel : 03-5269-2736 Fax : 03-3357-2527		㈱文化放送	放送事業局 報道スタジオ部	東京都港区 浜松町1-31	Tel : 03-5820-1075 Fax : 03-5403-1107		
㈱ベイエフエム	編成局	千葉市中央区中央 1-11-1 千葉中央ビル	Tel : 043-227-7841 Fax : 043-227-7852		㈱ベイエフエム	技術部	千葉市中央区中央 1-11-1 千葉中央ビル	Tel : 043-351-7861 Fax : 043-227-7852		

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄																										
<p>第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処</p> <p>第1章 平素からの備え</p> <p>第1 市における組織・体制の整備等</p> <p>1. 市の各部等における平素の業務【法第41条】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部等名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画政策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算その他財政に関すること ・市内の鉄道及び路線バスとの連絡調整に関すること ・災害ボランティアの受け入れに関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他企画政策部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営等の事務に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定等に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章の交付体制に関すること ・国民保護に関する各部等間の調整に関すること ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他各部等に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・応急食糧品の調達に関すること ・衣料、生活必需品等物資の調達に関すること ・生活物資の避難所への搬送に関すること ・支援物資の受入、仕分け及び搬送に関すること ・交通状況の確認調査及び市民への周知に関すること ・交通関係について、警察署との連絡調整に関すること ・その他市民生活部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療救護（患者の収容・救護所設置）等に関すること </td> </tr> <tr> <td>保健福祉部 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に関すること ・行旅死亡人に関すること ・社会福祉協議会との連携に関すること ・日赤千葉県支部との連絡調整に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算その他財政に関すること ・市内の鉄道及び路線バスとの連絡調整に関すること ・災害ボランティアの受け入れに関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他企画政策部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営等の事務に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定等に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章の交付体制に関すること ・国民保護に関する各部等間の調整に関すること ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他各部等に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食糧品の調達に関すること ・衣料、生活必需品等物資の調達に関すること ・生活物資の避難所への搬送に関すること ・支援物資の受入、仕分け及び搬送に関すること ・交通状況の確認調査及び市民への周知に関すること ・交通関係について、警察署との連絡調整に関すること ・その他市民生活部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療救護（患者の収容・救護所設置）等に関すること 	保健福祉部 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に関すること ・行旅死亡人に関すること ・社会福祉協議会との連携に関すること ・日赤千葉県支部との連絡調整に関すること 	<p>第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処</p> <p>第2章 平素からの備え</p> <p>第1 市における組織・体制の整備等</p> <p>1. 市の各部等における平素の業務【法第41条】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部等名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営等の事務に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定等に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章の交付体制に関すること ・国民保護に関する各部等間の調整に関すること ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他各部等に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の鉄道及び路線バスとの連絡調整に関すること ・災害情報の伝達に関すること ・その他企画部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>財務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算その他財政に関すること ・その他財務部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・応急食糧品の調達に関すること ・衣料、生活必需品等物資の調達に関すること ・生活物資の避難所への搬送に関すること ・支援物資の受入、仕分け及び搬送に関すること ・交通状況の確認調査及び市民への周知に関すること ・交通関係について、警察署との連絡調整に関すること ・その他市民部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>健康こども部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療救護（患者の収容・救護所設置）等に関すること ・その他健康こども部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・災害救助に関すること ・行旅死亡人に関すること ・社会福祉協議会との連携に関すること ・日赤千葉県支部との連絡調整に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部等名	平素の業務	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営等の事務に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定等に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章の交付体制に関すること ・国民保護に関する各部等間の調整に関すること ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他各部等に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の鉄道及び路線バスとの連絡調整に関すること ・災害情報の伝達に関すること ・その他企画部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算その他財政に関すること ・その他財務部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食糧品の調達に関すること ・衣料、生活必需品等物資の調達に関すること ・生活物資の避難所への搬送に関すること ・支援物資の受入、仕分け及び搬送に関すること ・交通状況の確認調査及び市民への周知に関すること ・交通関係について、警察署との連絡調整に関すること ・その他市民部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療救護（患者の収容・救護所設置）等に関すること ・その他健康こども部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・災害救助に関すること ・行旅死亡人に関すること ・社会福祉協議会との連携に関すること ・日赤千葉県支部との連絡調整に関すること 	
部等名	平素の業務																											
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算その他財政に関すること ・市内の鉄道及び路線バスとの連絡調整に関すること ・災害ボランティアの受け入れに関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他企画政策部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営等の事務に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定等に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章の交付体制に関すること ・国民保護に関する各部等間の調整に関すること ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他各部等に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食糧品の調達に関すること ・衣料、生活必需品等物資の調達に関すること ・生活物資の避難所への搬送に関すること ・支援物資の受入、仕分け及び搬送に関すること ・交通状況の確認調査及び市民への周知に関すること ・交通関係について、警察署との連絡調整に関すること ・その他市民生活部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療救護（患者の収容・救護所設置）等に関すること 																											
保健福祉部 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に関すること ・行旅死亡人に関すること ・社会福祉協議会との連携に関すること ・日赤千葉県支部との連絡調整に関すること 																											
部等名	平素の業務																											
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営等の事務に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定等に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章の交付体制に関すること ・国民保護に関する各部等間の調整に関すること ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・避難場所等の運営体制の整備に関すること ・その他各部等に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の鉄道及び路線バスとの連絡調整に関すること ・災害情報の伝達に関すること ・その他企画部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算その他財政に関すること ・その他財務部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食糧品の調達に関すること ・衣料、生活必需品等物資の調達に関すること ・生活物資の避難所への搬送に関すること ・支援物資の受入、仕分け及び搬送に関すること ・交通状況の確認調査及び市民への周知に関すること ・交通関係について、警察署との連絡調整に関すること ・その他市民部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療救護（患者の収容・救護所設置）等に関すること ・その他健康こども部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 																											
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・災害救助に関すること ・行旅死亡人に関すること ・社会福祉協議会との連携に関すること ・日赤千葉県支部との連絡調整に関すること 																											

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧		新		備考欄
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他保健福祉部に関する武力攻撃災害対応体制に整備に関する事 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの受け入れに関する事 ・その他福祉部に関する武力攻撃災害対応体制に整備に関する事 	<p>※国民保護に関する業務の総括・各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。</p>
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生処理に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・その他環境部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生処理に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・その他環境部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
経済振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業・畜産・水産施設等の災害対応体制の整備に関する事 ・商工・観光・市場施設等の災害対応体制の整備に関する事 ・食糧の確保、供給に関する事 ・衣類、生活必需品等物資の確保（業者との連絡）に関する事 ・その他経済振興部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業・畜産・水産施設等の災害対応体制の整備に関する事 ・商工・観光・市場施設等の災害対応体制の整備に関する事 ・港湾に関する事 ・その他経済部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁に関する事 ・河川に関する事 ・港湾施設に関する事 ・その他土木部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁に関する事 ・河川に関する事 ・公園施設に関する事 ・下水道に関する事 ・市営住宅に関する事 ・その他都市整備部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設に関する事 ・下水道に関する事 ・市営住宅に関する事 ・その他都市部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設に関する事 ・児童・生徒等の安全、避難に関する事 ・文化財の保護に関する事 ・学用品の確保、調達に関する事 ・避難所の設営管理、避難者の収容計画及び救援物資の配分に関する事 ・その他教育部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設に関する事 ・児童・生徒等の安全、避難に関する事 ・文化財の保護に関する事 ・学用品の確保、調達に関する事 ・避難所の設営管理、避難者の収容計画及び救援物資の配分に関する事 ・その他教育部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	協力部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時に係る各部の応援に関する事 ・その他協力部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
協力部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時に係る各部の応援に関する事 ・その他協力部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・防火水防活動に関する事 ・住民の避難誘導に関する事 ・その他消防部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・市営水道事業の応急対策に関する事 ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関する事 ・その他水道部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	富来田 連絡所	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁との連絡調整に関する事 ・富来田地区の被害対策等に関する事 ・その他富来田連絡所管内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・防火水防活動に関する事 ・住民の避難誘導に関する事 ・その他消防部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	<p>※国民保護に関する業務の総括・各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。</p>		

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">富来田 連絡所</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁との連絡調整に関すること ・ 富来田地区の被害対策等に関すること ・ その他富来田連絡所管内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> ※国民保護に関する業務の総括・各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。 </td> </tr> </table>	富来田 連絡所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁との連絡調整に関すること ・ 富来田地区の被害対策等に関すること ・ その他富来田連絡所管内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	※国民保護に関する業務の総括・各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。							
富来田 連絡所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁との連絡調整に関すること ・ 富来田地区の被害対策等に関すること ・ その他富来田連絡所管内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 									
※国民保護に関する業務の総括・各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。										
<p>2. 市職員の参集基準</p> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p> <p>市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (ア) 市対策本部長の代替職員順位 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (イ) 市対策副本部長の代替職員順位 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 第1位 助役 第2位 総務部長 第3位 企画政策部長 第4位 市民生活部長 第5位 保健福祉部長 第6位 環境部長 第7位 経済振興部長 第8位 土木部長 第9位 都市部長 第10位 教育部長 </td> <td style="padding: 5px;"> 第1位 総務部長 第2位 企画政策部長 第3位 市民生活部長 第4位 保健福祉部長 第5位 環境部長 第6位 経済振興部長 第7位 土木部長 第8位 都市部長 第9位 教育部長 第10位 水道部長 </td> </tr> </table>	(ア) 市対策本部長の代替職員順位	(イ) 市対策副本部長の代替職員順位	第1位 助役 第2位 総務部長 第3位 企画政策部長 第4位 市民生活部長 第5位 保健福祉部長 第6位 環境部長 第7位 経済振興部長 第8位 土木部長 第9位 都市部長 第10位 教育部長	第1位 総務部長 第2位 企画政策部長 第3位 市民生活部長 第4位 保健福祉部長 第5位 環境部長 第6位 経済振興部長 第7位 土木部長 第8位 都市部長 第9位 教育部長 第10位 水道部長	<p>2. 市職員の参集基準</p> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p> <p>市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・<u>電子メール</u>等による連絡手段を確保する。</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (ア) 市対策本部長の代替職員順位 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> (イ) 市対策副本部長の代替職員順位 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部長 第4位 企画部長 第5位 財務部長 第6位 市民部長 第7位 健康子ども部長 第8位 福祉部長 第9位 環境部長 第10位 経済部長 </td> <td style="padding: 5px;"> 第1位 教育長 第2位 総務部長 第3位 企画部長 第4位 財務部長 第5位 市民部長 第6位 健康子ども部長 第7位 福祉部長 第8位 環境部長 第9位 経済部長 第10位 都市整備部長 </td> </tr> </table>	(ア) 市対策本部長の代替職員順位	(イ) 市対策副本部長の代替職員順位	第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部長 第4位 企画部長 第5位 財務部長 第6位 市民部長 第7位 健康子ども部長 第8位 福祉部長 第9位 環境部長 第10位 経済部長	第1位 教育長 第2位 総務部長 第3位 企画部長 第4位 財務部長 第5位 市民部長 第6位 健康子ども部長 第7位 福祉部長 第8位 環境部長 第9位 経済部長 第10位 都市整備部長	
(ア) 市対策本部長の代替職員順位	(イ) 市対策副本部長の代替職員順位									
第1位 助役 第2位 総務部長 第3位 企画政策部長 第4位 市民生活部長 第5位 保健福祉部長 第6位 環境部長 第7位 経済振興部長 第8位 土木部長 第9位 都市部長 第10位 教育部長	第1位 総務部長 第2位 企画政策部長 第3位 市民生活部長 第4位 保健福祉部長 第5位 環境部長 第6位 経済振興部長 第7位 土木部長 第8位 都市部長 第9位 教育部長 第10位 水道部長									
(ア) 市対策本部長の代替職員順位	(イ) 市対策副本部長の代替職員順位									
第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部長 第4位 企画部長 第5位 財務部長 第6位 市民部長 第7位 健康子ども部長 第8位 福祉部長 第9位 環境部長 第10位 経済部長	第1位 教育長 第2位 総務部長 第3位 企画部長 第4位 財務部長 第5位 市民部長 第6位 健康子ども部長 第7位 福祉部長 第8位 環境部長 第9位 経済部長 第10位 都市整備部長									
<p>第2 関係機関との連携体制の整備【法第3条第4項】</p> <p style="text-align: center;">《<u>企画政策部</u>、<u>総務部</u>、<u>保健福祉部</u>、<u>消防本部</u>》</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備【法第3条第4項】</p> <p style="text-align: center;">《<u>総務部</u>、<u>企画部</u>、<u>市民部</u>、<u>福祉部</u>、<u>消防本部</u>》</p>									

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧		新	備考欄
木更津市建設業協同組合	地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書		
木更津郵便局	災害時における木更津市と木更津郵便局の協力に関する覚書		
5. ボランティア団体等に対する支援【法第4条第3項】 <<企画政策部、総務部、保健福祉部、消防本部>>		5. ボランティア団体等に対する支援【法第4条第3項】 <<総務部、福祉部、消防本部>>	
第4 情報収集・提供等の体制整備 <<総務部、市民生活部、消防本部>> 1. 基本的な考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項		第4 情報収集・提供等の体制整備 <<総務部、市民部、福祉部、消防本部>> 1. 基本的な考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項	
運用面	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 <u>高齢者、障がい者、外国人その他への情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者</u> に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	運用面 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する通常の手段では情報の入手が困難と考えられる要配慮者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	
2. 警報等の伝達に必要な準備【法第47条】 (1) 警報の伝達体制の整備 (略) この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 <u>高齢者、障がい者、外国人等</u> に対する伝達に配慮する。 (その際、民生児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。) (新規)		2. 警報等の伝達に必要な準備【法第47条】 (1) 警報の伝達体制の整備 (略) この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 <u>要配慮者</u> に対する伝達に配慮する。(その際、民生児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。) (3) <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備</u> 市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、 <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。</u>	
(3) 警察署との連携【法第47条第3項】 (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知		(4) 警察署との連携【法第47条第3項】 (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保</p>	<p>(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</p> <p>(7) 民間事業者からの協力の確保</p>	
<p>3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【法第94条・95条】</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>	<p>3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【法第94条・95条】</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて</u>県に報告する。</p>	
<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2. 訓練【法第42条】</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、木更津海上保安署等及び自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2. 訓練【法第42条】</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、木更津海上保安署等及び自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (略)</p> <p>1. 避難に関する基本的事項</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>保健福祉部</u>、<u>市民生活部</u>、教育部、消防本部》</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料一覧】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 (人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト) ○ 輸送力のリスト (鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (道路網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト(データベース策定後は、該当データベース) (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 (特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面にディスプレイできるようにしておくことが望ましい) ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧 (代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) ○ 消防機関のリスト (消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u> </div>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (略)</p> <p>1. 避難に関する基本的事項</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>市民部</u>、<u>福祉部</u>、教育部、消防本部》</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料一覧】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 (人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト) ○ 輸送力のリスト (鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (道路網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト(データベース策定後は、該当データベース) (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 (特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面にディスプレイできるようにしておくことが望ましい) ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧 (代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) ○ 消防機関のリスト (消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) ○ <u>避難行動要支援者名簿</u> </div>	
<p>(2) 近接する市町村等との連携の確保【法第3条第4項】</p> <p>市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市(君津</p>	<p>(2) 近接する市町村等との連携の確保【法第3条第4項】</p> <p>市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市(君津</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>市、富津市、袖ヶ浦市、市原市)等と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮【法第9条第1項】</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、国の作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(H17年3月)に基づき避難支援プラン※注を作成し、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課等を中心とした横断的な災害時要援護者支援班を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※注【<u>災害時要援護者の避難支援プランについて</u>】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害における取組みとして行われる<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>を活用することが重要である(「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」(平成17年3月)参照)。</p> <p>避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。</p> <p>災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で災害時要援護者各個人々の避難支援プランを策定することとなる(家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している</p>	<p>市、富津市、袖ヶ浦市、市原市)等と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮【法第9条第1項】</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、国の作成した「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」(平成25年8月)に基づき<u>避難行動要支援者名簿</u>※注を作成し、<u>避難行動要支援者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課等を中心とした横断的な<u>要配慮者支援班</u>を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※注【<u>避難行動要支援者名簿について</u>】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害における取組みとして行われる<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用することが重要である(「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」(平成25年8月参照)。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿</u>は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、<u>避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。</u></p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄																																																																																																																																				
<p>6. 生活関連等施設の把握等 《総務部、環境部、<u>経済振興部</u>、消防本部》</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>(略)</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（<u>薬事法</u>）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	8号	毒劇薬（ <u>薬事法</u> ）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p>6. 生活関連等施設の把握等 《総務部、環境部、経済部、消防本部》</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>(略)</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国民保護法 施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	8号	毒劇薬（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> ）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																																																																																			
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																																																																																			
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																			
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																			
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																			
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																			
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																			
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																			
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																			
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																			
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																			
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																			
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																			
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省																																																																																																																																			
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																																																																																																																			
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省																																																																																																																																			
	8号	毒劇薬（ <u>薬事法</u> ）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																			
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																			
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																			
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																																																																																			
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																																																																																			
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																			
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																			
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																			
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																			
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																			
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																			
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																			
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																			
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																			
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																			
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																			
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省																																																																																																																																			
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																																																																																																																			
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省																																																																																																																																			
	8号	毒劇薬（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> ）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																			
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																			
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																			
<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1. 市における備蓄</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>保健福祉部</u>、環境部、<u>経済振興部</u>、<u>水道部</u>、消防本部》</p>	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1. 市における備蓄</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>健康子ども部</u>、環境部、経済部、消防本部》</p>																																																																																																																																					

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第4章 災害時要援護者の支援体制の整備</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といった、<u>いわゆる災害時要援護者</u>は、武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、<u>災害時要援護者</u>に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備を図るものとし、その際の留意事項については、以下のとおりとする。</p> <p>1. <u>災害時要援護者</u>に対する配慮</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>市民生活部</u>、<u>保健福祉部</u>、消防本部》</p> <p>市及び県は、<u>災害時要援護者</u>について、次のとおり配慮するものとする。</p> <p>ア <u>災害時要援護者</u>の安否確認及び必要な支援の内容の把握 (略)</p> <p>ウ <u>災害時要援護者</u>の実情に応じた情報の提供 (略)</p> <p>ク <u>要援護者</u>について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施</p> <p>2. 社会福祉施設等における備え</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>保健福祉部</u>》</p> <p>(略)</p> <p>3. 児童・生徒等の避難時の配慮</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>保健福祉部</u>、<u>教育部</u>》</p> <p>(略)</p> <p>4. 外国人に対しての配慮</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>企画政策部</u>、<u>市民生活部</u>》</p>	<p>第4章 要配慮者の支援体制の整備</p> <p>高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人といった、要配慮者は、武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障がいがあるため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備を図るものとし、その際の留意事項については、以下のとおりとする。</p> <p>1. 要配慮者に対する配慮</p> <p style="text-align: center;">《総務部、市民部、健康こども部、福祉部、消防本部》</p> <p>市及び県は、<u>要配慮者</u>について、次のとおり配慮するものとする。</p> <p>ア <u>要配慮者</u>の安否確認及び必要な支援の内容の把握 (略)</p> <p>ウ <u>要配慮者</u>の実情に応じた情報の提供 (略)</p> <p>ク <u>要配慮者</u>について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施</p> <p>2. 社会福祉施設等における備え</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>福祉部</u>》</p> <p>(略)</p> <p>3. 児童・生徒等の避難時の配慮</p> <p style="text-align: center;">《総務部、健康こども部、教育部》</p> <p>(略)</p> <p>4. 外国人に対しての配慮</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>企画部</u>》</p>	
<p>第5章 国民保護に関する啓発</p> <p>2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>保健福祉部</u>、消防本部》</p>	<p>第5章 国民保護に関する啓発</p> <p>2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発</p> <p style="text-align: center;">《総務部、<u>福祉部</u>、消防本部》</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章迅速な初動連絡体制の確立及び初動措置</p> <p>(略)</p> <p>1. 事前認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室の設置</p> <p>①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市長を室長とし、市対策本部員のうち、<u>助役</u>、総務部長（国民保護担当部長）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>【市緊急事態連絡室の構成】</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章迅速な初動連絡体制の確立及び初動措置</p> <p>(略)</p> <p>1. 事前認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室の設置</p> <p>①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市長を室長とし、市対策本部員のうち、<u>副市長</u>、総務部長（国民保護担当部長）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>【市緊急事態連絡室の構成】</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1. 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部を設置する場合の手順</p> <p>③市対策本部における参集手段</p> <p>市対策本部担当者は、市対策本部員及び市対策本部職員等に対し、<u>連絡網</u>等を活用するなどして、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>庁舎4階会議室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する)。</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1. 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部を設置する場合の手順</p> <p>③市対策本部における参集手段</p> <p>市対策本部担当者は、市対策本部員及び市対策本部職員等に対し、<u>電子メール</u>等を活用するなどして、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>駅前庁舎8階防災会議室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する)。</p>	
<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>【市対策本部の組織構成及び各組織の機能の考え方】</p> <p>※ 市対策本部長が必要と認めるときは、国の職員その他の市の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることは可能である。</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>【市対策本部の組織構成及び各組織の機能の考え方】</p> <p>※ 市対策本部長が必要と認めるときは、国の職員その他の市の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることは可能である。</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄								
<p>【市対策本部の組織構成図】<木更津市の組織構成図></p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>【市対策本部の組織構成図】<木更津市の組織構成図></p> <div style="text-align: center;"> </div>									
<p>【市の各部等における武力攻撃事態等における業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局名</th> <th style="width: 85%;">武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画政策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の特命事項に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・ 市国民保護措置関係の予算に関すること ・ 緊急輸送車両の確保に関すること ・ 公共交通機関との連絡調整に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	武力攻撃事態等における業務	企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の特命事項に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・ 市国民保護措置関係の予算に関すること ・ 緊急輸送車両の確保に関すること ・ 公共交通機関との連絡調整に関すること 	<p>【市の各部等における武力攻撃事態等における業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局名</th> <th style="width: 85%;">武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の特命事項に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・ 職員の動員及び配置に関すること ・ 本部会議に関すること ・ 県本部等への報告及び連絡に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	武力攻撃事態等における業務	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の特命事項に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・ 職員の動員及び配置に関すること ・ 本部会議に関すること ・ 県本部等への報告及び連絡に関すること 	
部局名	武力攻撃事態等における業務									
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の特命事項に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・ 市国民保護措置関係の予算に関すること ・ 緊急輸送車両の確保に関すること ・ 公共交通機関との連絡調整に関すること 									
部局名	武力攻撃事態等における業務									
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の特命事項に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・ 職員の動員及び配置に関すること ・ 本部会議に関すること ・ 県本部等への報告及び連絡に関すること 									

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧		新		備考欄
企画部 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> 国・県への要望、陳情に関する事 ボランティアの依頼、受入及び配置に関する事 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関する事 自衛隊派遣要請に関する事 市税の減免に関する事 武力攻撃災害時に係る会計事務に関する事 その他部内の業務に関する事 		<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等の総括取りまとめに関する事 応急対策実施状況の総括取りまとめに関する事 気象その他の情報の収集伝達に関する事 避難計画、避難の勧告・指示に関する事 避難所の開設、運営の統括に関する事 備蓄品の管理及び配分に関する事 非常通信体制の整備に関する事 庁用車両の配車に関する事 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事 市有財産の被害状況の把握に関する事 庁舎の警備に関する事 安否情報及び被災情報の収集に関する事 特殊標章の交付体制に関する事 警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 被災住宅の応急措置に関する事 応急仮設住宅の設置場所の確保に関する事 応急仮設住宅の建設に関する事 その他部内の業務に関する事 	
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 職員の動員及び配置に関する事 本部会議に関する事 県本部等への報告及び連絡に関する事 被災状況等の総括取りまとめに関する事 応急対策実施状況の総括取りまとめに関する事 気象その他の情報の収集伝達に関する事 報道機関に関する事 避難計画、避難の勧告・指示に関する事 避難所の開設、運営の統括に関する事 備蓄品の管理及び配分に関する事 非常通信体制の整備に関する事 庁用車両の配車に関する事 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事 市有財産の被害状況の把握に関する事 庁舎の警備に関する事 安否情報及び被災情報の収集に関する事 特殊標章の交付体制に関する事 警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 その他部内の業務に関する事 	企画部	<ul style="list-style-type: none"> 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 緊急輸送車両の確保に関する事 公共交通機関との連絡調整に関する事 国・県への要望、陳情に関する事 ボランティアの依頼、受入及び配置に関する事 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関する事 自衛隊派遣要請に関する事 報道機関に関する事 その他部内の業務に関する事 	
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 交通及び防犯関係について、警察や関連機関との連絡調整に関する事 衣料品、生活必需品の調達に関する事 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関する事 自治会との連絡調整に関する事 その他部内の業務に関する事 	財務部	<ul style="list-style-type: none"> 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 市国民保護措置関係の予算に関する事 市税の減免に関する事 武力攻撃災害時に係る会計事務に関する事 その他部内の業務に関する事 	
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 日本赤十字社千葉県支部との連絡・依頼に関する事 日本赤十字社及び市外からの救助物資の受け入れ、 	市民部	<ul style="list-style-type: none"> 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 交通及び防犯関係について、警察署や関連機関との連絡調整に関する事 衣料品、生活必需品の調達に関する事 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関する事 	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧		新		備考欄
保健福祉部 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者及び死体の処理に関する事 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達に関する事 ・避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事 ・応急保育に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・防疫及び衛生に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	市民部（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会との連絡調整に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	
		健康子ども部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・防疫及び衛生に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	
		福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・日本赤十字社千葉県支部との連絡・依頼に関する事 ・日本赤十字社及び市外からの救助物資の受け入れ、 ・行方不明者及び死体の処理に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達に関する事 ・避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事 ・応急保育に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・仮設公衆便所の設置及び維持管理に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達に関する事 ・火葬に関する事 ・火葬場の管理運営に関する事 ・感染症予防（消毒に関する事に限る）に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・仮設公衆便所の設置及び維持管理に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達に関する事 ・火葬に関する事 ・火葬場の管理運営に関する事 ・感染症予防（消毒に関する事に限る）に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	
経済振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・救助物資の供給（応援）に関する事 ・主要食糧品の調達に関する事 ・応急食糧品の調達供給に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達供給に関する事 ・災害救助物資の供給に関する事 ・農業施設等の被害調査及び復旧に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・救助物資の供給（応援）に関する事 ・主要食糧品の調達に関する事 ・応急食糧品の調達供給に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達供給に関する事 ・災害救助物資の供給に関する事 ・農業施設等の被害調査及び復旧に関する事 ・港湾施設に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・道路、橋梁に関する事 ・被災住宅の応急措置に関する事 ・河川に関する事 ・港湾施設に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・野外収容施設の設置に関する事 ・その他部内の業務に関する事 			
都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・応急仮設住宅の設置場所の確保に関する事 ・野外収容施設の設置場所の確保に関する事 ・避難所の仮設公衆便所の設置及び維持管理に関する事 			

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄																							
<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅に関すること ・下水道に関すること ・その他部内の業務に関すること 	<p>都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・道路、橋梁に関すること ・河川に関すること ・市営住宅に関すること ・下水道に関すること ・その他部内の業務に関すること 																								
<p>教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関すること ・応急教育計画に関すること ・教員の動員に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・文化財の保護及び復旧に関すること ・避難者への炊き出し業務の補助および食事の配分に関すること ・その他部内の業務に関すること 	<p>教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関すること ・応急教育計画に関すること ・教員の動員に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・文化財の保護及び復旧に関すること ・避難者への炊き出し業務の補助および食事の配分に関すること ・その他部内の業務に関すること 																								
<p>協力部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・本部及び各部・各班の補助に関すること 	<p>協力部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・本部及び各部・各班の補助に関すること 																								
<p>水道部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・市営水道事業の応急対策に関すること ・その他部内の業務に関すること 	<p>消防部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関すること ・その他部内の業務に関すること 																								
<p>消防部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関すること ・その他部内の業務に関すること 	<p>富来田 連絡所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁との連絡調整に関すること ・富来田地区の被害対策等に関すること ・その他富来田出張所管内の業務に関すること 																								
<p>富来田 連絡所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁との連絡調整に関すること ・富来田地区の被害対策等に関すること ・その他富来田出張所管内の業務に関すること 	<p>富来田 連絡所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁との連絡調整に関すること ・富来田地区の被害対策等に関すること ・その他富来田出張所管内の業務に関すること 																								
<p>(4) 市対策本部における広報等</p> <p>④その他関係する報道機関</p> <p>【関係報道機関一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会千葉放送局</td> <td>報道部ニュース 043-225-7599</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)</td> <td>放送本部報道制作局報道部 043-231-4999</td> </tr> <tr> <td>(株)ニッポン放送</td> <td>編成局報道部 03-3287-7696</td> </tr> <tr> <td>(株)TBSラジオ</td> <td>製作センター・ニュース担当 03-3505-0574</td> </tr> <tr> <td>(株)文化放送</td> <td>編成局報道制作部 03-5403-1107</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		連 絡 先	日本放送協会千葉放送局	報道部ニュース 043-225-7599	千葉テレビ放送(株)	放送本部報道制作局報道部 043-231-4999	(株)ニッポン放送	編成局報道部 03-3287-7696	(株)TBSラジオ	製作センター・ニュース担当 03-3505-0574	(株)文化放送	編成局報道制作部 03-5403-1107	<p>(4) 市対策本部における広報等</p> <p>④その他関係する報道機関</p> <p>【関係報道機関一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>報道部災害・気象センター 03-3465-1906</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)</td> <td>放送制作局 043-223-6681</td> </tr> <tr> <td>(株)ニッポン放送</td> <td>編成局報道部 03-3287-7622</td> </tr> <tr> <td>(株)TBSラジオ</td> <td>総務局 03-5771-2752</td> </tr> <tr> <td>(株)文化放送</td> <td>放送事業部報道スポーツセンター部 03-5820-1107</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	連 絡 先	日本放送協会	報道部災害・気象センター 03-3465-1906	千葉テレビ放送(株)	放送制作局 043-223-6681	(株)ニッポン放送	編成局報道部 03-3287-7622	(株)TBSラジオ	総務局 03-5771-2752	(株)文化放送
名 称	連 絡 先																								
日本放送協会千葉放送局	報道部ニュース 043-225-7599																								
千葉テレビ放送(株)	放送本部報道制作局報道部 043-231-4999																								
(株)ニッポン放送	編成局報道部 03-3287-7696																								
(株)TBSラジオ	製作センター・ニュース担当 03-3505-0574																								
(株)文化放送	編成局報道制作部 03-5403-1107																								
名 称	連 絡 先																								
日本放送協会	報道部災害・気象センター 03-3465-1906																								
千葉テレビ放送(株)	放送制作局 043-223-6681																								
(株)ニッポン放送	編成局報道部 03-3287-7622																								
(株)TBSラジオ	総務局 03-5771-2752																								
(株)文化放送	放送事業部報道スポーツセンター部 03-5820-1107																								

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧		新		備考欄
(株)アール・エフ・ラジオ日本 編成局報道部 03-35051968		(株)アール・エフ・ラジオ日本 編成局報道部 03-3505-1968		
(株)ベイエフエム 編成部 043-227-7852		(株)ベイエフエム 技術部 043-351-7861		
木更津コミュニティ放送(株) (FMベル) アケア木更津ビル2階 25-9911		かずさエフエム(株) スパークシティ木更津2階 25-0834		
(株)ジェイコム千葉 J:COM 木更津 25-5896 ((株)木更津ケーブルテレビ)		(株)ジェイコム千葉 木更津局 25-5896		
第3章 関係機関相互の連携 1. 国・県の対策本部との連携 (2) 国・県の現地対策本部との連携 (略) (新規)		第3章 関係機関相互の連携 1. 国・県の対策本部との連携 (2) 国・県の現地対策本部との連携 (略) また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。		
7. 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援【法第4条】 《総務部、企画政策部、保健福祉部、環境部、経済振興部》		7. 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援【法第4条】 《総務部、企画部、市民部、福祉部、環境部、経済部》		
第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 《総務部、保健福祉部、消防本部》 (略) 2. 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 (略) (新規)		第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 《関係各部》 (略) 2. 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。 (略) ※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合に		

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(2) (略)</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、<u>高齢者、障害者、外国人</u>等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉担当部との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p><u>おいては、速やかに手動にて、防災行政無線での伝達を行うとともに、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、<u>要配慮者</u>等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には防災・福祉担当部との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>要配慮者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	
<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>《総務部、市民生活部、保健福祉部、環境部、経済振興部、消防本部》</p> <p>(略)</p> <p>2. 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 避難の指示の内容の確認</p> <p>(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)</p> <p>② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)</p> <p>(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)</p> <p>③ 避難住民の概数把握</p> <p>④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者</p> </div>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>《総務部、<u>市民部</u>、<u>福祉部</u>、環境部、<u>経済部</u>、消防本部》</p> <p>(略)</p> <p>2. 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 避難の指示の内容の確認</p> <p>(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)</p> <p>② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)</p> <p>(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)</p> <p>③ 避難住民の概数把握</p> <p>④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者</p> </div>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>である指定地方公共機関等による運送))</p> <p>⑤ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)</p> <p>(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</p> <p>⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)</p> <p>⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)</p> <p>⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)</p> <p>⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)</p>	<p>である指定地方公共機関等による運送))</p> <p>⑤ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)</p> <p>(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)</p> <p>⑥ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)</p> <p>⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)</p> <p>⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)</p> <p>⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)</p> <p>⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)</p>	
<p>(新規) ※脱字修正</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動【法第62条第5項】</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>3. 避難住民の避難</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動【法第62条第5項】</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 大規模集客施設等における避難</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(6) <u>高齢者、障害者等への配慮</u>【法第4条第1項】 市長は、<u>高齢者、障害者等</u>の避難を万全に行うため、災害時<u>要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 (略)</p> <p>(7) <u>残留者等への対応</u> (略)</p> <p>(8) <u>避難所等における安全確保等</u> (略)</p> <p>(9) <u>動物の保護等に関する配慮</u> (略)</p> <p>(10) <u>通行禁止措置の周知</u> (略)</p> <p>(11) <u>権に対する要請等</u> (略)</p> <p>(12) <u>避難住民の運送の求め等</u>【法第71条第1項・第72条】 (略)</p> <p>(13) <u>避難住民の復帰のための措置</u>【法第69条】 (略)</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p>	<p><u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(7) <u>避難行動要支援者への配慮</u>【法第4条第1項】 市長は、<u>避難行動要支援者</u>の避難を万全に行うため、<u>要配慮者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある)。 (略)</p> <p>(8) <u>残留者等への対応</u> (略)</p> <p>(9) <u>避難所等における安全確保等</u> (略)</p> <p>(10) <u>動物の保護等に関する配慮</u> (略)</p> <p>(11) <u>通行禁止措置の周知</u> (略)</p> <p>(12) <u>権に対する要請等</u> (略)</p> <p>(13) <u>避難住民の運送の求め等</u>【法第71条第1項・第72条】 (略)</p> <p>(14) <u>避難住民の復帰のための措置</u>【法第69条】 (略)</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p>	

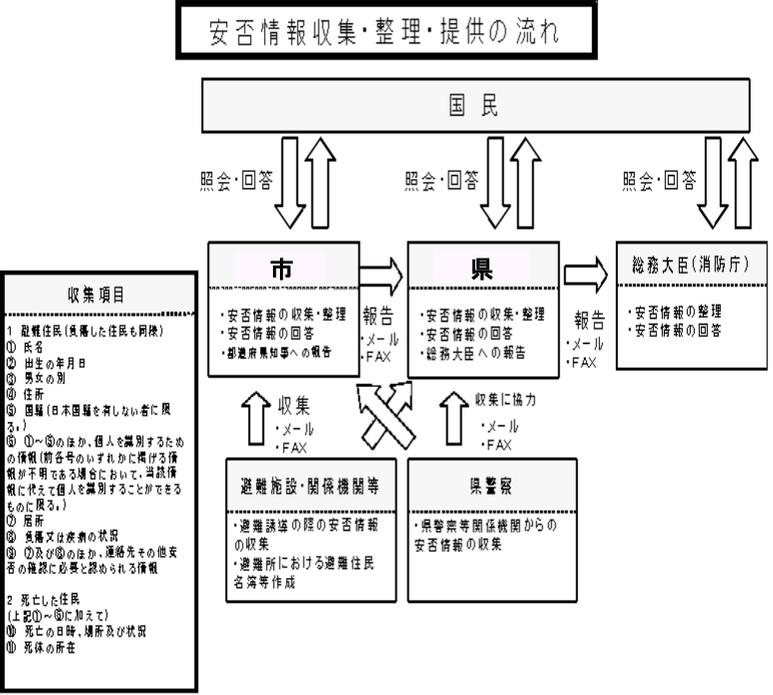
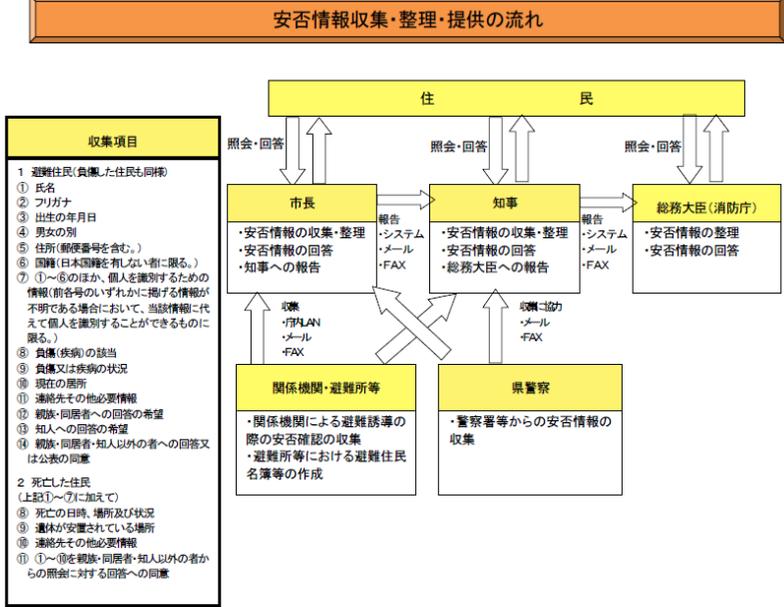
木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>①（略）</p> <p>（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）</p> <p>（略）</p> <p>注※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>①（略）</p> <p>（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、<u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。</u>）</p> <p>（略）</p> <p>注※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<u>困難であり、また、</u>弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、本市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p>	
<p>第5章 救援</p> <p>3. 救援の内容【法第75条、令第9条】</p> <p>(1) 救援の基準等【法第76条第1項・令第11条】</p> <p>市長は、法第19条に基づく事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>（略）</p>	<p>第5章 救援</p> <p>3. 救援の内容【法第75条、令第9条】</p> <p>(1) 救援の基準等【法第76条第1項・令第11条】</p> <p>市長は、法第19条に基づく事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>（略）</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(4) 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 (略)</p> <p>①核攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等からなる医療救護班による<u>緊急被ばく</u>医療活動の実施 ・内閣総理大臣により<u>緊急被ばく</u>医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施 ・専門医療機関である<u>放射線医学総合研究所</u>との密接な連携による医療活動の実施 <p>(略)</p> <p>(5) 救護の際の物資の売り渡し要請等 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> a 医薬品 b 食品 c 寝具 d 医療機器その他衛生用品 e 飲料水 f 被服その他生活必需品 g 避難所等に係る建設工事に必要な建設資材 h 燃料 I その他救援の実施に必要なものとして<u>厚生労働大臣</u>が定めるもの </div>	<p>(4) 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 (略)</p> <p>①核攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施 ・専門医療機関である<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>（以下、「量子科学技術研究開発機構」という。）との密接な連携による医療活動の実施 <p>(略)</p> <p>(5) 救護の際の物資の売り渡し要請等 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> a 医薬品 b 食品 c 寝具 d 医療機器その他衛生用品 e 飲料水 f 被服その他生活必需品 g 避難所等に係る建設工事に必要な建設資材 h 燃料 I その他救援の実施に必要なものとして<u>内閣総理大臣</u>が定めるもの </div>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第6章 安否情報の収集・提供【法第94条】 《各部等》 (略)</p> <p>【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】</p>  <p>(略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 県に対する報告【法第94条第1項】 《総務部》</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定す</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供【法第94条】 《各部等》 (略)</p> <p>【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】</p>  <p>(略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 県に対する報告【法第94条第1項】 《総務部》</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定す</p>	

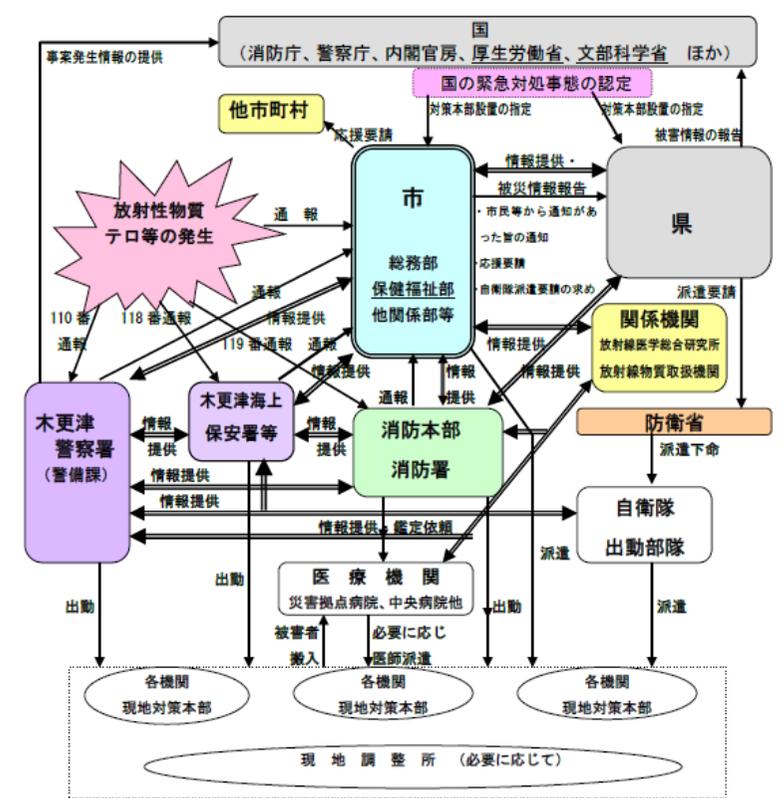
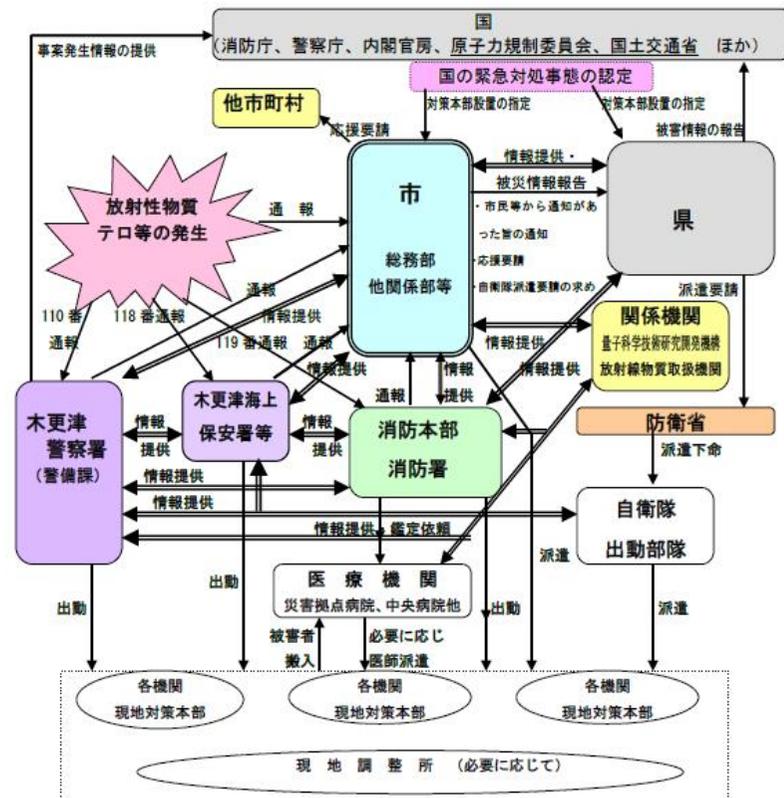
木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>る様式第 3号（【様式第3号 安否情報報告書】参照）に必要事項を記載し、書面(電磁的記録を含む。)又は電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>4. 日本赤十字社に対する協力【第96条第2項】 ≪保健福祉部、市民生活部≫ (略)</p> <p>5. 安否情報の収集及び提供の基準 (1) 安否情報の収集 安否情報の収集については、本章 1(1)の情報や、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。</p>	<p>る様式第 3号（【様式第3号 安否情報報告書】参照）に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を<u>安否情報システム等により</u>県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>4. 安否情報の公表</u> 市は、<u>市域内において収集した安否情報について、安否情報収集の際に、本人や遺族に対し、安否情報公表に係る意思を確認することとし、公表に同意したものであるものについては、適宜公表を行う。</u>なお、<u>個人情報保護の観点から、公表する内容は、親族等が本人を特定するのに必要な限度の情報とすることを原則とする。</u></p> <p><u>ただし、意識不明で身元の確認ができない者や身元不明の遺体等について、当該安否情報を公表することにより、家族等への情報提供を図る公益上の必要性が高いと判断できる場合においては、上記の例外とし、身元特定等のため公表を行う。</u></p> <p>5. 日本赤十字社に対する協力【第96条第2項】 ≪市民部、福祉部≫ (略)</p> <p><u>6. 安否情報の収集及び提供の基準</u> (1) 安否情報の収集 安否情報の収集については、本章 1(1)の情報や、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。</p>	
<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 ≪保健福祉部≫</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 ≪健康こども部≫</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1. 生活関連物資等の価格安定【法第129条】</p> <p style="text-align: center;">《<u>市民生活部</u>、<u>保健福祉部</u>、<u>経済振興部</u>》</p> <p>(略)</p> <p>3. 生活基盤等の確保</p> <p style="text-align: center;">《<u>市民生活部</u>、<u>保健福祉部</u>、<u>経済振興部</u>》</p>	<p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1. 生活関連物資等の価格安定【法第129条】</p> <p style="text-align: center;">《<u>市民部</u>、<u>福祉部</u>、<u>経済部</u>》</p> <p>(略)</p> <p>3. 生活基盤等の確保</p> <p style="text-align: center;">《<u>経済部</u>、<u>都市整備部</u>》</p>	
<p>第4編 緊急処理事態への備えと対処</p> <p>第2章 緊急処理事態への対処 《各部等》</p> <p>第1 事態認定前の対処</p> <p>1 初動時情報連絡体制</p> <p>県及び消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各部等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長、<u>助役</u>及び国民保護担当課に報告するとともに、他の関係部等へ連絡する。</p>	<p>第4編 緊急処理事態への備えと対処 《各部等》</p> <p>第2章 緊急処理事態への対処 《各部等》</p> <p>第1 事態認定前の対処</p> <p>1 初動時情報連絡体制</p> <p>県及び消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各部等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長、<u>副市長</u>及び国民保護担当課に報告するとともに、他の関係部等へ連絡する。</p>	
<p>第3 平素からの備え</p> <p>4 石油コンビナート等特別防災区域における備え</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域における緊急処理事態への備えについては、第2編第2章6(3)石油コンビナート等特別警戒区域における備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。</p>	<p>第3 平素からの備え</p> <p>4 石油コンビナート等特別防災区域における備え</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域における緊急処理事態への備えについては、第2編第2章<u>1</u>(3)石油コンビナート等特別警戒区域における備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。</p>	

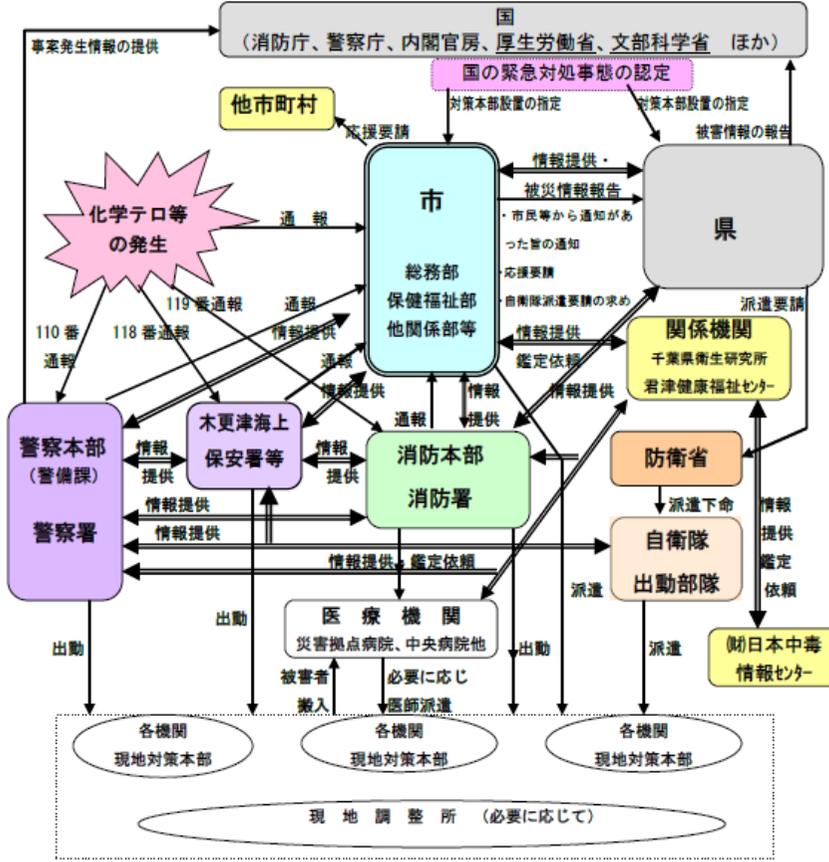
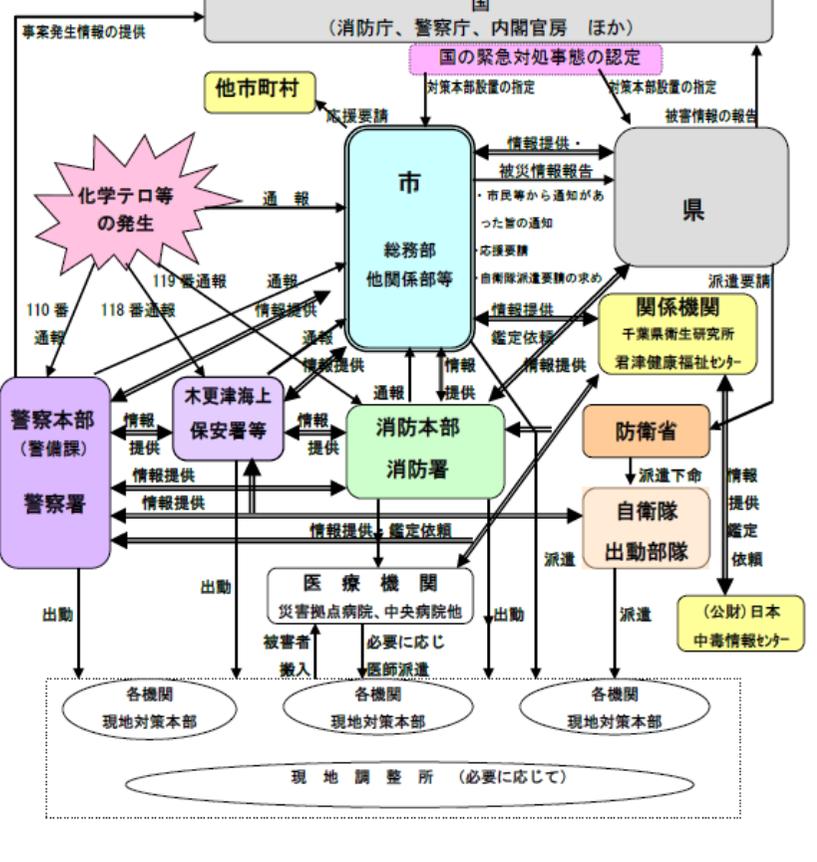
木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第4 関係機関相互の連携</p> <p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割</p> <p>(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性テロ等」という。）</p> <p>②放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>  <p>※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというような事態が想定される。</p>	<p>第4 関係機関相互の連携</p> <p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割</p> <p>(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性テロ等」という。）</p> <p>②放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>  <p>※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというような事態が想定される。</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）</p> <p>②生物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p>※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行なわれた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。</p>	<p>(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）</p> <p>②生物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p>※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行なわれた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。</p>	<p style="text-align: center;">備考欄</p>

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）</p> <p>②化学テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> 	<p>(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）</p> <p>②化学テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> 	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下、「爆発物テロ等」という、)</p> <p>②爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>	<p>(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下、「爆発物テロ等」という、)</p> <p>②爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>第5編 復旧編</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん【法第161条第2項】</p> <p style="text-align: right;">《企画政策部》</p> <p>(略)</p> <p>4. 県又は他の市町村等の応援を受けた場合の費用支弁【法第165条】</p> <p style="text-align: right;">《企画政策部》</p>	<p>第5編 復旧編</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん【法第161条第2項】</p> <p style="text-align: right;">《総務部》</p> <p>(略)</p> <p>4. 県又は他の市町村等の応援を受けた場合の費用支弁【法第165条】</p> <p style="text-align: right;">《総務部》</p>	
<p>【参考】用語の定義</p> <p>凡例</p> <p>【事態対処法】…武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</p>	<p>【参考】用語の定義</p> <p>凡例</p> <p>【事態対処法】…武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。)</p>	
<p>あ (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>●Em-Net (エム・ネット) ⇒●緊急情報ネットワークシステム</p>	
<p>か (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>か (略)</p> <p>●緊急情報ネットワークシステム (=●Em-Net (エム・ネット))</p> <p>総合行政ネットワーク (LG-WAN) を利用し、国 (官邸) と地方公共団体との間で緊急情報の通信 (双方向) を行う仕組みであり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>さ</p> <p>●災害時要援護者（略） （新規）</p> <p>●指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、<u>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。</u></p> <p>●指定公共機関（略） <u>平成18年4月現在162機関が指定されている。</u></p> <p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、<u>防衛施設局</u>、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、<u>原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。</p> <p>●指定地方公共機関（略） 千葉県では<u>平成18年4月現在</u>、31事業者を指定している。</p>	<p>さ</p> <p>（削除）</p> <p>●<u>J-ALERT（ジェイ・アラート）⇒●全国瞬時警報システム</u></p> <p>●指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、<u>平成29年4月現在</u>、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁が指定されている。（事態対処法施行令第1条（平成29年政令第40号））</p> <p>●指定公共機関（略） <u>平成30年4月現在116機関が指定されている。</u></p> <p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、<u>地方環境事務所</u>、<u>地方防衛局</u>が指定されている。</p> <p>●指定地方公共機関（略） 千葉県では<u>平成31年1月現在</u>、31事業者を指定している。</p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>●赤十字標章</p> <p>ジュネーブ条約第一追加議定書第8条(1)に定められている、白地に赤十字の標章のこと。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>●赤十字標章</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書第8条(1)に定められている、白地に赤十字の標章のこと。</p> <p>(略)</p> <p>●<u>全国瞬時警報システム (=●J-ALERT (ジェイ・アラート))</u></p> <p><u>津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星(地域衛星通信ネットワーク)を用いて国(消防庁)から送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することが可能とするシステムのこと。</u></p>	
<p>た</p> <p>(略)</p> <p>●特殊標章【法第158条】</p> <p>ジュネーブ条約第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。(略)</p>	<p>た</p> <p>(略)</p> <p>●特殊標章【法第158条】</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。(略)</p>	
<p>は</p> <p>(新規)</p>	<p>は</p> <p>●<u>避難行動要支援者</u></p> <p><u>本計画においては、避難行動要支援者を「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を避難行動要支援者と定義している。</u></p>	

木更津市国民保護計画 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>や</p> <p>●有事関連三法（武力攻撃事態関連三法）</p> <p>・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法又は武力攻撃事態対処法)</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>や</p> <p>●有事関連三法（武力攻撃事態関連三法）</p> <p>・武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法又は武力攻撃事態対処法)</p> <p>(略)</p> <p>●要配慮者</p> <p><u>本計画においては、要配慮者を「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義している。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。</u></p>	